

# 第49回 佐用町議会(定例)会議録 (第5日)

平成24年3月26日(月曜日)

出席議員  (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文		
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	廣 瀬 秋 好	会 計 課 長	長 尾 富 夫
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
	天文台公園参事	安 本 泰 二		
欠 席 者 (1名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
遅 刻 者 (1名)	南光支所長	上 谷 和 之		
		13時19分入場		
早 退 者 (1名)	南光支所長	上 谷 和 之		
		10時53分退場		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 13 号 佐用町課設置条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2 . 議案第 14 号 佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 3 . 議案第 15 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4 . 議案第 16 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 5 . 議案第 18 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 6 . 議案第 19 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例を廃止する条例について（委員長報告）
- 日程第 7 . 議案第 20 号 佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 8 . 議案第 21 号 佐用町立図書館条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 9 . 議案第 23 号 佐用町集会所西山会館条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 10 . 議案第 24 号 さよう文化情報センター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 11 . 議案第 25 号 佐用町長寿祝金支給条例の全部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 12 . 議案第 26 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 13 . 議案第 27 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 14 . 議案第 28 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 15 . 議案第 29 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 16 . 議案第 30 号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 17 . 議案第 31 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 18 . 議案第 32 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 19 . 議案第 33 号 佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 20 . 議案第 34 号 佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 21 . 議案第 35 号 佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 22 . 議案第 36 号 佐用町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について（委員長報告）
- 日程第 23 . 議案第 7 号 町道路線の変更について（委員長報告）
- 日程第 24 . 議案第 8 号 町道路線の認定について（委員長報告）
- 日程第 25 . 議案第 37 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 26 . 議案第 38 号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 27 . 議案第 54 号 平成 24 年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 28 . 議案第 55 号 平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 29 . 議案第 56 号 平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告）

- 員長報告)
- 日程第 30 . 議案第 57 号 平成 2 4 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について ( 委員長報告 )
- 日程第 31 . 議案第 58 号 平成 2 4 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について ( 委員長報告 )
- 日程第 32 . 議案第 59 号 平成 2 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について ( 委員長報告 )
- 日程第 33 . 議案第 60 号 平成 2 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について ( 委員長報告 )
- 日程第 34 . 議案第 61 号 平成 2 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について ( 委員長報告 )
- 日程第 35 . 議案第 62 号 平成 2 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について ( 委員長報告 )
- 日程第 36 . 議案第 63 号 平成 2 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について ( 委員長報告 )
- 日程第 37 . 議案第 64 号 平成 2 4 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について ( 委員長報告 )
- 日程第 38 . 議案第 65 号 平成 2 4 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について ( 委員長報告 )
- 日程第 39 . 議案第 66 号 平成 2 4 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について ( 委員長報告 )
- 日程第 40 . 議案第 67 号 平成 2 4 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について ( 委員長報告 )
- 日程第 41 . 議案第 68 号 平成 2 4 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について ( 委員長報告 )
- 日程第 42 . 請願第 1 号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願 ( 委員長報告 )
- 日程第 43 . 議案第 10 号 佐用町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 44 . 議案第 11 号 佐用町総合計画後期基本計画の策定について
- 日程第 45 . 議案第 70 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 46 . 議案第 71 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 47 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 追加日程第 1 . 発議第 2 号 がれきの受け入れに関する決議 ( 案 )

---

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長 ( 矢内作夫君 ) それでは、おはようございます。

早朝よりお揃いでご出席いただきまして、ありがとうございます。

昨日は、三河の歌舞伎舞台のお披露目ということ、また、その前の日は、上月で紙すき館の竣工式ということで、それぞれご出席をいただきました。ご苦労様でございました。

今日は、3月議会最終日ということで、引き続き、ひとつよろしくお願いをいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、黒田天文台公園長から、入院のためということで欠席届が提出されて、安本参事の代理出席を認めておりますので報告をしておきます。

それでは、直ちに日程に入ります。

- 
- 日程第 1 . 議案第 13 号 佐用町課設置条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2 . 議案第 14 号 佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 3 . 議案第 15 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4 . 議案第 16 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 5 . 議案第 18 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 6 . 議案第 19 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例を廃止する条例について（委員長報告）
- 日程第 7 . 議案第 20 号 佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 8 . 議案第 21 号 佐用町立図書館条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 9 . 議案第 23 号 佐用町集会所西山会館条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 10 . 議案第 24 号 さよう文化情報センター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（矢内作夫君）            まず、日程第 1 ないし日程第 10 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君）            はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 13 号、佐用町課設置条例の一部を改正する条例について。

議案第 14 号、佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例について。

議案第 15 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 16 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 18 号、佐用町税条例の一部を改正する条例について。

議案第 19 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例を廃止する条例について。

議案第 20 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について。

議案第 21 号、佐用町立図書館条例の一部を改正する条例について。

議案第 23 号、佐用町集会所西山会館条例の一部を改正する条例について。

議案第 24 号、さよう文化情報センター条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第 13 号、14 号、15 号、16 号、18 号、19 号、20 号、21 号、23 号、24 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、井上洋文君。

〔総務常任委員長 井上洋文君 登壇〕

総務常任委員長（井上洋文君） おはようございます。

それでは、平成 24 年 3 月、第 49 回定例議会総務常任委員会付託案件審査のご報告いたします。

総務常任委員会付託案件審査を、去る 3 月 7 日、水、午前 9 時 27 分開会、午前 11 時 17 分まで、役場 3 階委員会室兼控室で行いました。

出席者は委員、井上、高木、松尾、大下、平岡、矢内の 6 名で、当局から、町長、副町長、教育長、総務課長、企画防災課長、税務課長、生涯学習課長、教育課長、天文台公園参事。事務局より、局長、局長補佐でした。

第 49 回定例会付託案件審査につきましては、議案第 13 号、佐用町課設置条例の一部を改正する条例について。議案第 14 号、佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例について。議案第 15 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第 16 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。議案第 18 号、佐用町税条例の一部を改正する条例について。議案第 19 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例を廃止する条例について。議案第 20 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について。議案第 21 号、佐用町立図書館条例の一部を改正する条例について。議案第 23 号、佐用町集会所西山会館条例の一部を改正する条例について。議案第 24 号、さよう文化情報センター条例の一部を改正する条例についての 10 件で、付託案件審査の大まかなものについて、経過と結果をご報告いたします。

議案第 13 号、佐用町課設置条例の一部を改正についてご報告いたします。

最初に、当局に追加説明を求め、兵庫県との指定管理者制度により協定したという文言を、改正案ということで、それを削除するという内容。24 年 4 月 1 日から、天文台の所管が、県の労働福祉課から、県の企画県民部の大学室へ移り、今後は、指定管理という制度ではなく、大学との業務委託という形になる等の説明がありました。

質疑に入り、町の変化としては、答弁としては、指定管理と同じような内容で、業務委託するということを県と調整しているので、大きな変更はないとの答弁があったところであります。

質疑、討論はなく、採決に入り、議案第 13 号は、賛成、挙手全員。原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

最初に、当局より追加説明を求め、西山会館を、地域づくり協議会の地域づくりセンターとして使用しているが、県民交流広場事業を受け、隣の教育集会所を改修し、地域づくりセンターを、教育集会所に事務所移転をするということで、条例を改正するとの説明がありました。

質疑、討論はなく、採決に入り、議案第 14 号は賛成、挙手全員。原案のとおり可決されました。

議案第 15 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

最初に、当局に追加説明を求め、児童福祉法の一部改正に基づく条項ずれ、町条例の引用しているものについて修正するものとの説明がありました。

質疑、討論はなく、採決に入り、議案第 15 号は、賛成、挙手全員。原案のとおり可決されました。

議案第 16 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について、ご報告いたします。

最初に当局に追加説明を求め、学校、保育園等の校医、内科医、歯科医等の報酬が、県の教育委員会、県の医師会との協議により改定され、減額されました。減額の内容については、郡の医師会と調整済みですとの説明がありました。

質疑に入り、郡の医師会との協議で問題はなかったか。答弁として、医師会として、こういう時代なので、それに対応していきたいとの答弁があったところでございます。

討論はなく、採決に入り、議案第 16 号は、賛成、挙手全員。原案のとおり可決されました。

議案第 18 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

最初に、当局に追加説明を求め、今回の条例改正は、4 点を上程していますが、全て、東日本大震災にかかる案件です。

第 95 条のたばこ税の税率、1,000 本につき 4,618 円から 5,262 円に。附則、16 条の 2 は、3 級品の場合、1,000 本につき 2,190 円が 2,495 円になります。これは、東日本大震災の復興財源に充てるため、国の法人税の税率が、引き下げになり、別枠でということになっている。

町の法人税を計算する時に、国税の額が下がると、町税が下がるということで、たばこ税を引き上げて、穴埋めに充てる。

第 9 条は、退職所得の住民税を計算する時に、算出した税額から 1 割減額する規定のもの。これを廃止する。

第 22 条については、当初、津波等による雑損控除については、直接、被害を受けた建物の損失額を算出するようになっていたが、撤去であるとか建て直し等の費用等も雑損控除の中に含めるための改正。

第 24 条は、町県民税の均等割を県税、町民税とも 500 円、26 年度から上げていく。そのため基準財政収入額に反映されるので、地方交付税が減額になる。その分、復興財源に充てるとの説明がありました。

質疑に入り、たばこ税と法人税の関係で変わらなければ、復興財源にならないのでは。町民税の均等割、町民から取るのか。答弁としまして、国の法人税を下げ、連動して、町の法人税も下げる。町の法人税の下がった分を、たばこ税の増税分で穴埋めする。10 年間の時限立法で、国は、6,000 億ほど見込んでいるとの答弁のあったところでございます。

討論に入り、反対討論としましては、東日本の復興に対して、必要なお金を捻出するやり方として、町民から取り上げて、交付税を減らすというやり方に反対。賛成討論はなく、採決に入り、議案第 18 号は、賛成、挙手多数で原案のとおり可決されました。

議案第 19 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例を廃止する条例についてご報告いたします。

最初に、当局に追加説明を求め、料金徴収条例の廃止の理由として、県の設管条例を根拠としている条例。その根拠が廃止されるため。また、指定管理者から、管理委託制度による受託者という立場になるので、この料金を決めるまでの権限はなくなるとの説明がありました。

質疑に入り、料金等の関係、継続してやっていくのか。答弁としまして、金額とか基本的なところは、変えない。それを記載する場所、内容、設管条例から学内規則とか、そういうところが変わるだけですよとの答弁があったところでございます。

討論はなく、採決に入り、議案第 19 号は、賛成、挙手全員。原案のとおり可決されました。

議案第 20 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例についてご報告します。

最初に、当局に追加説明を求め、児童福祉法が改正され、学童保育事業に、障害児の受

け入れ推進事業が加わり、現在、特別支援学級、入学している児童、生徒も対象にする。規則で決めている、通常の料金を、低所得者の方に軽減措置をしていくとの説明がありました。

質疑に入り、障害があり、特別な事情がある生徒は3年生以下ではなく、中学生も含めるが、一般生徒はどうか。マリア幼稚園で対応できるのか。答弁としまして、一般は、3年生以下である。マリア幼稚園にも対応する先生がいるとの答弁があったところでございます。

討論はなく、採決に入り、議案第20号は、賛成、挙手全員。原案のとおり可決されました。

議案第21号、佐用町立図書館条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

最初に当局に追加説明を求め、地域主権改革一括法の施行により図書館法が改正され、図書館協議会委員の任命基準については、法律で定められていたが、この度、条例で定めようになったとの説明がありました。

質疑に入り、任命規定は、学校図書室に司書の配置は。答弁として、従来、法律で規定されていたが、条例で規定するようになった。規模は小さいということで、配置はしてないが、教諭は、司書免許を持っている者もおりますので、対応しているとの答弁のあったところでございます。

討論はなく、採決に入り、議案第21号は、賛成、挙手全員。原案のとおり可決されました。

議案第23号、佐用町集会所西山会館条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

最初に、当局に追加説明を求め、佐用の地域づくりセンターが教育集会所に移転することをくんで、従来、使用されていた西山会館のその場所が空家になりましたので、会議室の名称変更及び、新たに追加される部屋の使用料を規定するとの説明がありました。

質疑に入り、掃除はどこがしているのか。鍵の管理は、どこがするのか。答弁としまして、基本的には、使った所がする。鍵の管理は、生涯学習課がするとの答弁のあったところでございます。

討論はなく、採決に入り、議案第23号は、賛成、挙手全員。原案のとおり可決されました。

議案第24号、さよう文化情報センター条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

最初に、当局に追加説明を求め、簡単な操作につきましては、ステージの袖で、遠隔操作盤で操作するというので、新たに設置した。それと、楽屋の使用料、1、2が600円となっておりますが、これは表記の間違いで、1又は2ということ等の説明がありました。

質疑に入り、照明等々の使用料については、スタッフは含まれているのか。答弁としまして、スタッフが主催する事業とか、生涯学習課関係の事業については、スタッフがする場合があるが、一般の方の利用については、付属品の貸し出しということでやっているとの答弁のあったところでございます。

討論はなく、採決に入り、議案第24号は、賛成、挙手全員。原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付託されました案件につきましての審査報告といたします。以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第13号から順次、委員長報告に対しての質疑及び、討論・採決を続けて

行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず議案第 13 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより、議案第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 13 号、佐用町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 14 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 14 号、佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 15 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたし

ます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 15 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) 挙手、全員です。よって議案第 15 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 16 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 16 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 16 号、佐用町特別職の職員

で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 18 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、12 番、岡本君。

3 番(岡本義次君) この 18 号ですけど、法人税が、国の法人税が下がったから、町も

下げ、その分をまあ、たばこ税を値上げするというようなことで、それを復興財源に充てていくというような説明があったんですけど、どうなんですか。これは全国的に、どこの自治体も、こういうことをやっておるんですか。そういう質疑はありましたか。

議長（矢内作夫君） はい、委員長、答弁。

総務常任委員長（井上洋文君） そういう質疑はありませんでした。

議長（矢内作夫君） よろしいか。ほかに。  
はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。  
これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 17 番、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 議案第 18 号、町税条例改正に反対の討論を行います。

この改正案の問題点として、1 つに、新たに、24 条で、平成 26 年度から 35 年度までの 10 年間、低所得者、また、被災者も含めて、個人町民税の均等割が、500 円引き上げられます。この影響としては、佐用町の場合、約 1 万人弱、金額にして、500 万円弱ですけど、見込まれています。

2 つ目に、9 条の退職所得に対する 1 割控除が削除されることとなります。これは 25 年度から廃止となります。いずれも町民への増税です。国は、町で増額された分を交付税から削減し、復興財源に充てるとしております。復興財源は、320 億円に上る政党助成金など無駄を省くことで生み出すべきだと考えるものです。

以上の理由で、議案第 18 号、町税条例改正案に反対いたします。

議長（矢内作夫君） はい、次に賛成討論の方ありますか。

はい、ないようです。他に討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 18 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第 18 号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 19 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 19 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 19 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。続いて議案第 20 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 20 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって議案第 20 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 21 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 21 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 21 号、佐用町立図書館条例

の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 23 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 23 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 23 号、佐用町集会所西山会館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 24 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 24 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 24 号、さよう文化情報センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 11．議案第 25 号 佐用町長寿祝金支給条例の全部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 12．議案第 26 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 13．議案第 27 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

- 日程第 14 . 議案第 28 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 15 . 議案第 29 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 16 . 議案第 30 号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 17 . 議案第 31 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 18 . 議案第 32 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 19 . 議案第 33 号 佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 20 . 議案第 34 号 佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 21 . 議案第 35 号 佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 22 . 議案第 36 号 佐用町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について (委員長報告)

議長 (矢内作夫君) 続いて日程第 11 ないし日程第 22 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (矢内作夫君) はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 25 号、佐用町長寿祝金支給条例の全部を改正する条例について。

議案第 26 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

議案第 27 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について。

議案第 28 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について。

議案第 29 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について。

議案第 30 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について。

議案第 31 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について。

議案第 32 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について。

議案第 33 号、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について。

議案第 34 号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について。

議案第 35 号、佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について。

議案第 36 号、佐用町水道事業の剰余金の処分等に関する条例についてを一括議題といたします。

議案第 25 号、26 号、27 号、28 号、29 号、第 30 号、31 号、32 号、33 号、34 号、35 号、36 号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、岡本義次君。

〔厚生常任委員長 岡本義次君 登壇〕

厚生常任委員長 (岡本義次君) おはようございます。

第 49 回佐用町議会定例会におきまして、厚生常任委員会に付託されました案件をご報

告いたします。

日時、平成 24 年 3 月 8 日、9 時 28 分から 11 時 35 分までです。

場所としまして、3 階、委員会室兼控室。

出席者、岡本義次、岡本安夫、新田、敏森、石黒、鍋島、各議員。矢内議長です。

当局、町長、副町長、谷口住民課長、梶生年金・保険室長、野村健康福祉課長、小林上下水道課長、敏蔭消防長、船引主幹。

事務局としまして、大久保局長、尾崎局長補佐でございます。

議案第 25 号、佐用町長寿祝金支給条例の全部を改正する条例について。議案第 26 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。議案第 27 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について。議案第 28 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について。議案第 29 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について。議案第 30 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について。議案第 31 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について。議案第 32 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について。議案第 33 号、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について。議案第 34 号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について。議案第 35 号、佐用町上下水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について。議案第 36 号、佐用町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について、12 件の審査をいたしました。

第 49 回定例会付託案件審査について、ご報告いたします。

議案第 25 号、佐用町長寿祝金支給条例の全部を改正する条例について、当局といたしまして、追加説明、80 歳以上、87 歳までは 3,000 円。88 歳以上は 5,000 円。100 歳については、誕生日 3 万円をしております、現行を、節目 80 歳 1 万円。88 歳 2 万円。100 歳は、従前と同じく 3 万円の説明がありました。

質疑といたしまして、一般会計、改正により 312 万円の削減となっており、人数は何人か。答弁、80 歳以上は、2,500 人を少し割り、80 歳と 88 歳は、460 人ぐらいと。

質疑といたしまして、他市町村を含めて、自治会長が、今、配付しておりますが、混雑とかで、他市町村のように、口座振替はできないのかということに対しまして、答弁としまして、事務的にですね、ちょっと無理なようでございますんで、想定はしておりません。節目の時に、今までどおり自治会にお願いし、100 歳は、町長が、直接、お祝い金の 3 万円と品物と花束を持って行ってあります。

質疑としまして、100 歳以上は、何人かという答弁としまして、33 名ですということでございます。

そして、上郡町のように、100 歳以上の方に、10 万円とかのことはできないのかというような質問が生まれて、3 万円やなしに、5 万円とか、そういうふうなことにはできないのかということございまして、答弁としましては、上郡町は、100 歳だけで、途中で、そういうことはございません。ですから、100 歳以上の方は、直接、自分でお金を使われないし、お花、品物を持ち、顔を見て、お祝いを申し上げる形として、一番、大切なことと思っておりますということで、そういうことございまして。

そして、反対討論としまして、従来支給していた人を打ち切るやり方は、福祉の意味から問題であるという反対討論が生まれました。

賛成討論としましては、80 歳、88 歳、100 歳、1 つの記念としての、お祝い金をもって、他市町村でも調査され、こうなったと思い、賛成としますということでございます。

討論終結し、挙手、多数によって、議案第 25 号は、原案のとおり可決となりました。

議案第 26 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、当局追加説明としまして、税率については、医療分とか支援分とか介護分、それぞれあり、その中で

所得割、均等割、平等割を税率を改正させてもらっており、改正後の増額といたしまして、約3,400万。法定外繰入れも3,700万と。そういう形で、24年度国保会計運営のため、小規模ながら増率をお願いしたいという説明がありました。

質疑としまして、世帯当たり1万4,000円、平均で、引き上げされ、22年度決算で、6,500万円滞納があり、更に増える恐れがあると思う。収納率が、更に悪化すると、調整交付金が減額される恐れはないのかという質疑に対し、答弁としまして、調整交付金の減額される、そういった仕組みは廃止されており、佐用町の徴収率は、県下1位であり、95点何パーセントであり、今、その推移を見守っていきたいという答弁でございます。

質疑、1割程度の増税でいけるのかとしまして、答弁としまして、手数料、使用料は、2年、3年に一度の見直しがあります。

質疑、年金や給料も下がる。長寿になり、医療が多くなって、長寿の関係なのかと。それに対して、答弁としまして、高齢者医療費が増えれば、負担も増えてくる。若い人口比率も逆に減っている。収入も減り、保険料も少なくなっており、医療は、誰も充実した医療を受けたい。それを誰が負担するかと。社会全体の公費や個人負担も行い、維持する税率改正としていかなければ維持できない。法定外で、間接的に公費で埋めるのは、町民全体の負担となる。

質疑といたしまして、払いたくても払えない状況も、かなり多発しており、今度、改定負担の、国が34パーセントから32パーセントと、地方に押し付けている。国会が、改悪しようとしておる。一般会計から繰り入れる、繰り入れない議論に終わってしまうが、それはどうなのかという質疑に対しまして、答弁としまして、医療全体の社会保障制度があります。それに基づいていかなければできなくて、低所得者にバランスを取り、配慮をされており、制度の中からやっており、国の負担率どうこうと言われても、佐用町では、どうすることもできないという答弁でございます。

討論に入り、年金引き下げの中、保険料、1割からの引き上げは、もっと努力して、上げる保険料をすれば、引き下げられるということで、反対するという反対討論でありまして、賛成討論といたしまして、社会情勢の悪い中、わずか1割程度の増で、生活できるというのであれば、これで、いいと思う、賛成討論がありました。

討論終結し、挙手、多数によって、議案第26号は、原案のとおり可決となりました。

議案第27号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について、当局、追加説明としまして、2月の常任委員会の時に、ハイムゾンネ返還金については入ってなくて、指摘も受ける中、総合的判断して、第1号被保険者に返すことで入れまして、1人当たり33円となり、5,160円から33円引いて、5,127円と変わり、端数調整し、5,100円をお願いするものでございますという追加説明の後、質疑といたしまして、神戸新聞の、県下4,998円を見た感想についてはということで、答弁としまして、第4期の保険料3,600円であった。県下、下から3、4番目の安い方であり、第4期を4,100円か4,200円に持っていったら、6,000万円の貸付金もなかったと思います。4,998円より100円強高いのですが、借りたものは返していく中で、今回は、5,100円をお願いしたいという答弁でございます。

質疑としまして、前回、ハイムゾンネが入ってなくて、今回、それを入れ、5,200円提案を、5,100円に減額したことは評価する。全ての抑制要因を計算すべきであり、それと基金467万円の残金があり、災害減免も1,000万円ほどあるはず。介護保険会計の中で、やりくりしてきた。地方交付税、21年20億。22年で11億。23年度で10億を超えるものではないのか。そういう財源があるとすれば、抑制要因として、算入すべきではないのか。介護保険料の減免は、どのように見ているのかという質疑に対しまして、答弁、準備基金の見込み400万円くらい、正式に出していないけれど、最終的に補正が出ていないの

と、月またがりになり、今回の基金からは入れられない。24年以降に活用できますから、災害減免分、最終的、4期3カ年でそういった減免分も含めて、1,470万円くらいは、今度、補正としてさせていただきたいという答弁がありました。

質疑、5,100円でなく6,000円くらい挙げておかないと、次々、借金するとか、安定したやり方をした方がいいのではないかという質疑に対して、答弁、制度として、3年ごと、きちっとゼロにしていく。会計を、バランスをとっていくということで、十分な介護を受けようとすれば、当然、保険料も高くなり、全体で負担してもらっているの、目一杯ぎりぎりのところで軽減を考えていかなければいけませんという答弁でございます。

質疑、現況、兵庫県の下から4番目の、5,100円になると真ん中くらいになり、県下平均4,998円の県平均を上回っており、県平均の5,000円を、基金や災害減免金額等で、もっと下げることができないかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、4期の3,600円の設定が非常に安いことであって、安い保険料でありました。そのつけがやってきて、借入れもし、基金もなくなってしまい、4期、5期、平均化すれば、長い間続き、安い保険料でやっていけるといふことの答弁でございました。

質疑、終結し、反対討論、5,100円の44パーセントの引き上げは、あまりにも大きすぎる。5,000円以下にする努力が足りない点を指摘して反対討論という討論が出ました。賛成討論としまして、よく精査して、5,000円を切りたかったけれど、こういう状態で、よく勉強されており、提案であり、賛成討論としますということで、討論終結し、挙手、多数で、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議案第28号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について。

当局、追加説明。福祉医療費の助成条例の一部改正で、その中で、現在、小学校卒業までとしております一部負担金の無料化を中学校卒業までということで、年齢制限を拡大するというので、条例の一部改正と、県の指導監査により文言の変更の追加説明がありました。

質疑としまして、7月1日からとなっており、4月1日からではいけないのかという質疑に対しまして、答弁、所得の関係の試算が、7月でないといけません。通知するのが7月であり、7月とさせてもらっておりますという答弁でございます。

質疑終結し、討論なし。挙手全員。議案第28号は、原案のとおり可決となりました。

議案第29号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について。

当局の追加説明として、上下水道の申込を別々でやっておりまして、利用者、申請者が、1枚の申請用紙に記入していただければ、2枚も書かなくて済むので、簡素化の改正であるという追加説明ありまして、質疑、討論なし。挙手、全員で、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

議案第30号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について。

追加説明は、29号と同じということで、質疑、討論なし。挙手全員で、議案第30号は、原案のとおり可決となりました。

議案第31号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、追加説明は、同じくということで、質疑、討論なし。挙手、全員で、議案第31号は、原案のとおり可決となりました。

議案第32号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について。当局、追加説明として、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布され、本則の改正でなく、附則の改正で、新たな危険物に追加された、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物の大規模事故、災害が発生した時に、見直しとなり、平成11年10月に、高速道路でタンクローリー車が過酸化水素付加物を含んでいて、液体については、規制されていましたが、今回、固体を規制する内容ですという追加説明がありまして、質疑としまして、本町に影響がある

のかという、答弁としまして、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物の固体を取り扱っている事業者は、全国的には、それほど多くなく、町内にはありませんということで、質疑終結し、討論なし。挙手、全員で、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 33 号、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について。

当局の追加説明。浮き蓋付き屋外貯蔵タンクの安全という関係で、政令が改正されています。近年、事故が増加し、平成 20 年度から検討会がされ、一定の結論が出、今回の改正になりました。

東日本大震災でも、浮き蓋付き特定屋外貯蔵タンクの、その浮き蓋が破損するといった事故も発生しているという状況も踏まえて、規制がされました。

それらを取り扱った、それに伴う手数料基準が示され、今回の改正となりました。

質疑、浮き屋根式特定屋外タンクとは、どういうものをいうのか。答弁、浮き屋根付は、特定屋外貯蔵タンクで、液体容量が 1,000 キロリッター以上ということで、沿岸部とかの原油ローリータンクからの貯蔵で、沿岸部にはたくさんあるが、山間部にはほとんどない。浮き蓋、今まで規制されていました。揮発しないように、蓋が動くようになっている分で、揮発しないように、蓋をしていて、二重構造の蓋という形になっています。

質疑終了し、討論なし。挙手、全員で、よって議案第 33 号は、原案のとおり可決となりました。

議案第 34 号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について。

当局、追加説明。日曜日をオープンしておりまして、月曜日、閉館となっておりますが、実質、開いていても職員のみが、実態として、月曜日を閉館して日曜日を閉館するという趣旨の説明がありました。

質疑としまして、定期的に、日曜日にやっていた行事はないのですか。答弁、イベントが、年 3、4 回ありますが、町長特認で利用者に支障を来たすことのないように、柔軟に広く呼びかけ、日曜日であっても予定どおりさせていただきたいと。

質疑。町長特認で、これで解決できるかということで、答弁としまして、町長特認。これを変更し、臨時に休日を定めることができるものとする、この部分で対応していきまうということで、質疑終結、討論なし。挙手、全員で、よって議案第 34 号は、原案のとおり可決となりました。

議案第 35 号、佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例について。

当局、追加説明。盆、正月、ゴールデンウィークと、町外から帰宅し、水道を使いたい申し出があり、料金について、開栓手数料 2,100 円と、基本料金 4,200 円をいただいております。下水は、16 日以内なら、半額としており、水道についても、16 日以内なら基本料金の半額。16 日を過ぎれば基本料金をいただく形の条例改正であるとの説明があり、質疑といたしまして、今度、一時使用、削除はされたのか。答弁。県下で一時使用は佐用町だけであり、細かく言えば、法にちょっと抵触する部分があり、改正で削除させていただくと。

質疑、一時使用の年間実態は。答弁。22 年、年間、22 人です。

質疑、1 立方 525 円の適用はあるのかに対しまして、それはありません。

16 日にした理由はということで、答弁としまして、下水と合わせさせていただいたということでございます。

質疑終結、討論なし。挙手、全員。よって議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 36 号、佐用町水道事業の剰余金の処分等に関する条例について。

当局、追加説明。今回、地域主権一括法の中で、地方公営企業法が改正され、その法定積立金、利益剰余金、資本剰余金を条例で定める。佐用町には、その条例がなく、新設運

用するものであるとのことです。地方公営企業法では、法定積立金、減債積立金、利益積立金、原則廃止となり、今度、条例で明記する形である。町の上水道の運営については、利益剰余金は、発生していませんという説明があり、質疑としまして、第一次一括法は、地方の自主性強化の、これに則ってのことかという質疑に対しまして、答弁としまして、地域自主性、自立を高めるための改革の推進を図るため、関係法令の整備を行うことに関する法律、一括法に基づいたものでありますという答弁です。

質疑。毎年、累損で、4億9,187万9,000円となっており、黒字が出れば、欠損金からプラス分を引き、欠損金がプラスになり、欠損金が益になれば、20分の1を下らない範囲で積み立てするということができる分ですねということで、そうですということで、質疑終了、討論なし。挙手、全員、議案第36号は、原案のとおり可決となりました。

請願については、また、後でさせていただくということで、以上、12件を審査いたしました。

これで、厚生常任委員会の報告を終わりとします。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第25号から順次、委員長報告に対しての質疑、及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いをいたします。

まず議案第25号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。反対討論ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 長寿祝金支給条例の全部を改正する議案に反対いたします。

まず、祝金額を、80歳で1万円、88歳で2万円に引き上げることは賛成であります。この点から言えば、100歳の3万円は、今回、据え置かれたわけですが、これは納得できません。100歳は少なくとも10万円に引き上げるべきであります。

本議案の最大の問題は、長寿祝金配付における煩雑さを理由に、支給対象者を大きく絞って、限定してしまうこととあります。この対象減は、多くの高齢者に与える影響が大きいことを指摘し、反対いたします。

議長（矢内作夫君） 次に賛成討論ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、12番、岡本君。

12番（岡本安夫君） 議案第25号、佐用町長寿祝金支給条例の全部を改正する条例について賛成討論いたします。

そもそも、本条例の目的は、現金を支給することが、高齢者の多年にわたる貢献の労をねぎらい、長寿をお祝いし、福祉の増進になるかということについては、やや疑問もありますが、従来、長寿祝金の支給は、古来からの長寿を祝う国民的風習と結びつき全国的に広がったものと思います。今では、長寿の概念も変わり、現在は、介護保険制度の導入により、高齢者が地域で生きがいを持って生活できるよう、社会的な制度として高齢者の生活向上に取り組まれ、高齢者の健康への意識も介護予防などへと変化をしております。

少子化と高齢化の進展とともに、もっと若い人にも支援をすべきだという声もあります。高齢者も、町民の意識も、介護予防事業の普及や啓発による生活向上に向けた取り組みが進みつつあることに理解を示されていると思います。

現金を直接配付する自治会長さんの負担の軽減をすること。全くなくしてしまうのではなく、年齢の節目に、金額と、お祝いの気持ちを表すために支給するという。まあ、おそらく、こういうものについて、お年寄りの楽しみを奪うとか、高齢者福祉の後退だと非難されることを覚悟で決められた町長の英断を評価して賛成討論といたします。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 25 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第 25 号、佐用町長寿祝金支給条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 26 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、これで本案についての質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 国民健康保険税条例の改正議案に反対いたします。

本議案は、国保税を、世帯当たり平均の現行 13 万 4,550 円を 14 万 8,426 円に、1 万 3,876 円。10.3 パーセントも引き上げるものであります。国保会計に対する国の財政措置が大きく削減されてきたことが、大きな要因ではありますが、国保は、社会保障制度であり、一般会計からの繰入で引き上げを抑えるべきであることを指摘し反対いたします。

議長（矢内作夫君） 次に、賛成討論ありますか。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） 議案第26号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について賛成をいたします。

今回の国民健康保険税条例の税率改正は、国民健康保険の事業運営にあたって、平成17年10月の合併後、被保険者の負担を極力抑えられていると思われま。国保事業全般の度重なる制度改正や患者の一部負担の据え置き、平成21年8月の台風9号災害に係わる税込減、診療報酬の改定、後期高齢者の医療費や介護保険の介護給付費など、国保事業全般の費用負担が増えており、平成21年度以降、国保財政が著しく悪化し、一般会計から収支不足を補う法定外繰入を実施し、運営をされている状況です。

平成24年度予算編成については、兵庫県下各市町と比べても、佐用町の税率は加入者負担の少ない状況であり、今回の税率の改正については、一般会計からの繰入で、急激な住民負担を極力抑え、最低限の税率で収支の改善を図り、国保制度の維持のため、ギリギリの努力をされており、適切な措置であるものと理解するものであります。

最後に、国保加入者の皆さんに、経営状況が厳しい中、負担をお願いすることになりますので、当局においても国保会計の健全な運営と疾病予防に更なる努力をされることをお願い申し上げ、議案第26号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の討論といたします。

議長（矢内作夫君） ほかに討論ありますか。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第26号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第26号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第27号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。まず、反対討論ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） では、介護保険条例の改正議案に反対いたします。

本議案は、保険料月額基準の現行3,600円を5,100円に42パーセントもの大幅引き上げをするものであり、これにより県下平均の4,998円をも超えてしまうものであります。

当初、当局は、5,200円を提案予定でありましたが、ハイムゾンネ返納金が試算されて

いないと、私ども共産党町議団の指摘を受けて 5,100 円に引き下げたこと自体は評価できるものであります。

しかし、第 5 期事業計画試算をもっと厳格に行えば、24 年度当初予算に財政安定化基金返済の 7 割も公債費で支出する予算に示されているように、課題見積に配慮すれば、県下平均を下回することは、容易にできたことであります。

当局の努力不足を指摘し、反対いたします。

議長（矢内作夫君） はい、次に賛成討論ありますか。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2 番、新田君。

2 番（新田俊一君） 議案第 27 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について賛成討論いたします。

介護保険は、国、県、町並びに、65 歳以上の第 1 号被保険者はもとより、40 歳以上 64 歳以下の現役世代も第 2 号被保険者として位置付け、国民皆で助け合う制度であります。

この度、町が示された第 5 期介護保険事業計画では、それぞれの介護給付費の総額を、平成 24 年度で、約 19 億 3,575 万円。25 年度で約 19 億 9,568 万円。26 年度で約 20 億 2,708 万円と試算されています。3 年間での総給付費を約 59 億 5,850 万円と見込まれています。今後、ますます高齢化の中で、介護認定者や介護サービスの受給者の増加に伴う給付費の伸びを危惧するところではありますが、第 4 期中の伸びより若干ではありますが、低く抑えられている努力もされております。

また、条例改正案では、今回、第 3 段階を細分化し、特例を設け、保険料の負担割合を 0.62 と定めて弾力化を図り、低所得者への配慮をしている点。

更に、新しく、第 7 段階では、高所得者への理解を求めている点など、保険料の収納基盤の強化に取り組もうとする姿勢を感じます。

将来の介護費用が少しでも減少するよう、介護予防や健康づくり事業に、今まで以上に努力を注いでいただきたいことを申し添えて賛成討論といたします。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに討論ありますか。ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 27 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第 27 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 28 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたし

ます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 28 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 28 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 29 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 29 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 29 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 30 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 30 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 30 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 31 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 31 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 31 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 32 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより議案第 32 号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 32 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 33 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 33 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 33 号、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 34 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 34 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 34 号、佐用町子育て支援センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 35 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 35 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 35 号、佐用町上水道及び簡易水道給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 36 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 36 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 36 号、佐用町水道事業の剰余金の処分等に関する条例については、原案のとおり可決をされました。

ここで暫時休憩をしたいと思いますんですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） それでは、再開を 10 時 50 分ということにします。

午前 10 時 36 分 休憩

午前 10 時 53 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を再開をいたします。

南光の支所長が、ちょっと今、そういう形で行っておりますので、退席をしております。

日程第 23 . 議案第 7 号 町道路線の変更について（委員長報告）

日程第 24 . 議案第 8 号 町道路線の認定について（委員長報告）

日程第 25 . 議案第 37 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 26 . 議案第 38 号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（矢内作夫君） それでは、続いて日程第 23 ないし日程第 26 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 7 号、町道路線の変更について。

議案第 8 号、町道路線の認定について。

議案第 37 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について。

議案第 38 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第 7 号、8 号、37 号、38 号については、所管の産業建設常任委員会に審査を付託しておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。

産業建設常任委員長、山田弘治君。

〔産業建設常任委員長 山田弘治君 登壇〕

産業建設常任委員長（山田弘治君） それでは、第 49 回定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託を受けました議案第 7 号、8 号、37 号、38 号についての審査経過と結果について報告をいたします。

平成 24 年 3 月 12 日、午前 9 時 27 分に委員会を開会。付託案件については、同 11 時 38 分に付託案件審査が終了しております。午後 0 時ちょうどに委員会を閉会しております。

場所は、役場 3 階、委員会室兼控室。

出席者は、委員全員と議長。

当局からは、町長、副町長、商工観光課長、同定住対策室長、同副室長、建設課長、農林振興課長、同農業共済室長、教育課長、同企画総務室長であります。

事務局からは、局長、局長補佐。

議長、町長のあいさつを受けた後に、直ちに、付託案件の審査のための委員会を開会いたしました。

議案第 7 号、町道路線の変更について、議案第 8 号、町道路線の認定について当局の説明を求めました。説明終了後、5 箇所の現地調査を実施いたしております。

現地調査終了後、委員会を再開し、議案第 7 号の質疑に入りました。

まず、委員からは、変更したことにより、地権者との関係で、登記などの問題は起きていないか。課長、基本的に、道路改良については、用地の提供を受けた後に工事を実施しているので問題は起きていない。

ほかには質疑なく、質疑を終結。討論もなく、議案第 7 号、町道路線の変更については、

採決の結果、挙手、全員賛成で原案のとおり可決をされました。

続いて議案第 8 号、町道路線の認定について質疑に入りました。

まず、委員からは、峠越線は、ロータリーになっているが、どこが終点になるのか。課長、峠越線については、今回、変更という形で、路線の延長をしている。現状が、左側に宅地等があり、そちらの方を優先的に道を付けていく必要があった。最終的には、現地を見ていただいたように、ぐるっと回った所が終点になるうかと思う。

委員、上工畑線については、もっと早くできたと思うが、遅れたことに何か理由があったのかとの質疑が出されましたが、ほかに質疑がなく質疑を終結。

討論もなく、採決の結果、議案第 8 号、町道路線の認定については、挙手、全員賛成で原案のとおり可決をされました。

続いて議案第 37 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について、当局の追加説明を受けました。

終了後、引き続き質疑に入り、委員からは、まず第 6 条、資格の基準は変わらないが、収入基準が 21 万 4,000 円から 25 万 9,000 円になった根拠は。課長、本町の実態というものを考慮して、収入基準を上げさせてもらった。

委員、6 条は、緩和されたが、該当される方は何件ぐらいか。課長、どれだけの方が対象になるかは、これからの数字になるうかと思う。

委員、現在、住んでいる方は、関係ないのか。課長、現行入っておられる方にも、この分については、適用になる。

ほかに質疑がなく質疑を終結。討論もなく、議案第 37 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例については、挙手、全員で、原案のとおり可決をされました。

続いて議案第 38 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について、当局の追加説明を求めました。

終了後、質疑に入り、まず委員から、家賃、共益費月額、駐車場料金などは、どう考えているのか。教育課長、教職員住宅は、今まで民間の住宅で対応をしていたが、一般教職員もそうですが、ALT 外国語指導助手の受け入れ態勢の整備として、2 名の住宅を確保しておきたいということです。で、ご質問の家賃等の件ですが、3 月 29 日に教育委員会が開かれます。まず、そこで、規則を定めまして、教育委員会の権限に属する事務の委任についての、一部を改正することで、行政側に、家賃等を移譲していくものと、規定の中で、教育委員会として条例は制定できないので、規則で、今、予定しているのは、第 7 条、現在の佐用町営定住促進住宅の条例第 13 条、家賃条例をそのまま定めることにしている。実質的な事務については、家賃、駐車場料金も、全て同じ価格で、これまでどおり商工観光課にしてもらおう設定にしております。

更に委員から、利便性を考えると、なぜ、同じ棟で確保できなかったのか等の質疑が出されました。

ほかに質疑はなく、質疑を終結。討論もなく、議案第 38 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、採決の結果、挙手、全員賛成で、原案のとおり可決をされました。

以上で、報告を終わります。なお、詳細につきましては、事務局に資料を置いておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） 産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 7 号から順次、委員長報告に対しての質疑及び討論、採決を続けて行いますので、よろしく願いをいたします。

まず議案第 7 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第7号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第8号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第8号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第37号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、本案についての討論を終結します。  
これより議案第 37 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。  
よって議案第 37 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 38 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 38 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 38 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第 27 . 議案第 54 号 平成 2 4 年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告）  
日程第 28 . 議案第 55 号 平成 2 4 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）  
日程第 29 . 議案第 56 号 平成 2 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告）  
日程第 30 . 議案第 57 号 平成 2 4 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）  
日程第 31 . 議案第 58 号 平成 2 4 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について（委員長報告）  
日程第 32 . 議案第 59 号 平成 2 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）  
日程第 33 . 議案第 60 号 平成 2 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提

出について（委員長報告）

日程第 34．議案第 61 号 平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）

日程第 35．議案第 62 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について（委員長報告）

日程第 36．議案第 63 号 平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について（委員長報告）

日程第 37．議案第 64 号 平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について（委員長報告）

日程第 38．議案第 65 号 平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）

日程第 39．議案第 66 号 平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）

日程第 40．議案第 67 号 平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について（委員長報告）

日程第 41．議案第 68 号 平成 24 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について（委員長報告）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 27 ないし日程第 41 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 54 号、平成 24 年度佐用町一般会計予算案の提出について。

議案第 55 号、平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について。

議案第 56 号、平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について。

議案第 57 号、平成 24 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について。

議案第 58 号、平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について。

議案第 59 号、平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について。

議案第 60 号、平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について。

議案第 61 号、平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について。

議案第 62 号、平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について。

議案第 63 号、平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について。

議案第 64 号、平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について。

議案第 65 号、平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について。

議案第 66 号、平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について。

議案第 67 号、平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について。

議案第 68 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてを一括議題といたします。

議案第 54 号ないし議案第 68 号については、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

委員長、石黒永剛君。

〔予算特別委員長 石黒永剛君 登壇〕

予算特別委員長（石黒永剛君） それでは、ただ今、議長よりご指示がありましたので、3月2日、本会議において当委員会に付託されました議案第54号、平成24年度一般会計予算130億8,492万6,000円、及び、議案第55号、平成24年度佐用町国民健康保険特別予算会計予算ほか、議案第67号までの13特別会計予算の76億5,217万7,000円。議案第68号、水道事業会計6億2,120万9,000円の審査結果をご報告いたします。

審査日は、平成24年3月5日午前9時開会、休憩をはさみ、午後4時48分、第1日目を散会いたしました。第2日目は、3月6日午前9時開会、休憩をとりつつ午後4時18分、当予算特別委員会に付託されました、全ての付託議案の審査を終了し、閉会といたしました。

審査のためにご出席願った者は、庵途町長、高見副町長、勝山教育長、ほか関係諸課長であります。なお、病気療養中の西はりま天文台黒田公園長代理として安本参事の出席を求めました。

それでは順次、ご報告申し上げますが、全議員を委員とした特別委員会でもあり、詳しくは、議事録をご一読願いたい。この席からは、簡略、要点のみのご報告といたします。

まず議案第54号、平成24年度一般会計予算歳入についてです。町税より順次ご報告いたします。

スプリング8、SACLAが供用開始となった。固定資産税は、佐用町、たつの市、上郡町で按分についてを協議をもったのかとの質問があり、全て上郡町への納付金との答弁があった。滞納税調定額の質疑があり、町県民税、軽自動車税は収納率30パーセント、固定資産税は1社を除き収納率20パーセントを見込んでいます。21年災害の雑損控除の質問については、23年度と24年度を比べてみれば、災害に係る雑損控除は若干少なくなったが、控除額が減収することによって町民税の増収は500、600万円までという答弁がありました。

10款、地方譲与税から35款、交通安全対策特別交付金について、地方交付税算定についての質問に、平成23年度の交付決定額をベースに、地方財政計画などを勘案して約3億7,000万円増の見込みによって計上していると。

続いて40款、分担金及び負担金、45款、使用料及び手数料まで、滞納住宅使用料の見直しについての質問があり、対象者は5名だと。分納という計画納付も念頭に徴収努力をしていると。ごみ処理手数料について、13.9パーセント減額計上となっている。ごみの減量化、資源ごみのリサイクルが考えられるかとの質問に、そこまでは見込んでいないと。

50款、国庫支出金です。衛生費国庫補助金について、昨年比増になっている大腸がんの節目健診かとの問いがあり、節目健診の支出であるとの答弁がありました。

60款、財産収入から85款、町債までです。土地売払金と消防費寄附金の内容はどの質問があり、土地売払金は、河川改修に伴う町有地売却、寄附金は、佐用第1機動、第1分団ポンプ庫建設の地元負担金を計上していると。佐用町商工会事業資金貸付金元利収入3,000万はどの質問に、昭和59年に商工会に貸し付けていたものの返還であると。

以上が、歳入でありました。

続いて、歳出に入ります。

総務費であります。コミバスの運行についての質問がありました。自主運行バスの運行形態はどの質問に、さよさよサービスと同じ形態で進めるとの回答がありました。船越線、テクノ線は時刻表どおり、江川線の自主運行は地域へ委託する。更に、自治会の再編についての質問がありました。自治会の構成も世帯数が年ごとに減っている。自治会長も危機感をもたれ、委員会をもたれ、相互協力ができないか協議いただいているところであると。合併体制整備事業サイン整備について、この事業は、企画防災、商

工観光、教育委員会の三課に関連した事業で、地名、文化財、観光関係で看板設置、更新の事業費であるという答弁がありました。自治会まちづくり活動助成金減額の理由についての質問があり、均等割、戸数割で算出し、戸数減少と防災活動助成金減が理由であると。以上であります。

続きまして 15 款、民生費にまいります。弁護士費用はとの質問がありました。弁護士報酬は、住宅資金貸付等の関連で、問題が生じたときに備えたもので、利用したことはない。介護雇用プログラム委託料の減額理由についての問いに、歳入で説明した総務費補助金、国の経済対策で、ホームヘルパー 2 級取得を目指す離職者対策で、3 人から 2 人と。それから、緊急通報システムの質問がありました。緊急通報システムの利用状況についての問いです。23 年度は 111 件。誤報が多く、署当局の把握は 1 万 283 件の通報があると。長寿祝金が減額になっているがとの質問があり、節目の 80 歳 1 万円、88 歳 2 万円、100 歳 3 万円で、長期的展望も考えての改正であるとの答弁です。

20 款、衛生費、新聞報道によると、エムシー・ファティコム工場跡からフッ素の土壌汚染が報じられたと。これについて、下流に大酒の水道水源があるがとの質問で、水質検査を行ったが影響は出ていない。引き続き十分な監視をすとの答弁がありました。

それから、農林水産業費に入ります。シカによる被害対策について、いろいろな問題点、減被害の提案も多くあった。国の補助を受けながら行っている事業だと。補助金との絡みも考えながら検討していきたいとの答弁です。土づくりセンターを設置した経緯をとという質問に対して、後日、追加資料で回答したいという旨の答弁がありました。老朽ため池廃止工事地元負担金の質問があり、廃止に関する事業化はできたと。地元負担金は 5 パーセントであると。

第 1 日目、午後 4 時 48 分をもって散会いたしました。

3 月 6 日、第 2 日目に入ります。一般会計歳出の残りであります。

30 款、商工費、商工振興費が前年比で増額になっているがとの質問に、商工会は通常総会において支所を廃止、平成 25 年度を目途に、本所へ統合という計画がある。総事業費 5,670 万円余りで 3,000 万円を町へ支援要望がある。残額については、会の引当金を取り崩しで対応すると聞いていると。また、商工会の運営についての質問がありました。商工会の運営について、庁舎の位置決定は、会の決定ですと。町としてかかわっていくべきだとの問いに、今後の活用等については、町も一緒に考えていきたいと思っているととの答弁がありました。

35 款、土木費です。災害関連工事で、まだ終了していない所はないかとの質問に、21 年度災害復旧は、全て終了しているが、県に委託している橋梁においては進行中で、一部 24 年度になる。23 年度災害分はとの問いに、本年 1 月発注、3 月末完成見込みですとの答弁がありました。急傾斜地崩壊対策事業について、本年度の予定地区と概要はとの質問に、継続で口金近、新規で西下野、平福、林崎、大願寺、平福は地域福祉センターの上、弱者施設を守る急傾斜地工事ですと。県単事業の三ツ尾の地区を含めて、現在 6 箇所を町負担分としての予算でありますと。小赤松橋梁について、今年度で下部工事は終了するかとの質問に、小赤松橋は、県の事業委託で、平成 23 年の橋梁下部工事は、繰越しして、23 年、24 年度に下部工工事、25 年度で上部工工事、3 年間で工事完了となるとの答弁がありました。

橋梁長寿命化計画はとの問いに、町内 673 橋を調査し、優先度の高い 60 橋を今後 10 年で修繕すとの答弁です。

40 款、消防費です。消防救急無線デジタル化の負担金はとの質問に、現行消防無線が 28 年 5 月をもってアナログからデジタル化に移行すると。広域化を予定している 3 市 2 町で、均等割 4 割、基地局割 4 割、面積割 2 割で、24 年度予算は、基本設計等の経費計上で

あると。町単独で行うより安く、財源については、過疎債、合併特例債などのほか新広域事務組合において、種々検討を重ね、最も有利なものを考えたいとの答弁です。

45 款、教育費であります。結核対策についての質問があり、事案発生により保護者向けの説明会を開催し、その後、保健所を中心とした、指導相談業務を、保健所をお願いしている。子ども歌舞伎の質問がございました。子ども歌舞伎の後継者をどのように考えているのかの質問に、指導というのは、なかなか難しく、従前より上三河保存会で集落自治会長を中心に保存活動を願っているとの答弁がありました。

50 款、災害復旧費は質疑がありませんでした。

55 款、公債費です。公債費 21 億 4,148 万円の内、交付税算入の見込みはとの質問に、繰上償還元金が 4 億あり、長期債の償還額は元利合わせて 17 億 3,645 万 9,000 円。それに対して基準財政需要額として算入されている率は 65.6 パーセントを見込んでいるという答弁がありました。

60 款、諸支出金について。基金について、財政調整基金、災害復興基金積立金等、24 年度積立金予算計上となっているが、どの程度の積立額となるのかとの質問に、15 基金あると。後ほど資料を提出しますとの答弁で、後刻資料の提出があり、24 年度末で 82 億 4,393 万円の残高見込であると。

予備費です。ありませんでした。

一般会計予算の質疑を、これで終了し、討論に入りました。

討論です。反対討論、町の振興、福祉の充実に不十分であると。詳細は本会議において行うとの反対討論でありました。

賛成討論はなく、討論を終結し、表決の結果、挙手多数。よって議案第 54 号、平成 24 年度一般会計予算案は原案可決になりました。

続いて、特別会計予算についてであります。

議案第 55 号、佐用町国民健康保険特別会計予算、医療給付費滞納繰越金、後期高齢者支援金分滞納繰越金、介護納付金分滞納繰越金の徴収率と今後の見通しについての質問があり、医療給付費分徴収率 24 パーセント、後期高齢者 16 パーセント、介護納付金分については 24 パーセントを見込んでいると。出産育児一時金補助金予算額がゼロになっている質問に、国の補助金がなくなった。しかし、町単費で計上していると。保険税引き上げについての質問に、この率でも国保会計を維持していくのは難しい。21 年度から法定外繰り入れも含めて運営してきたが、24 年度の予算編成が難しい。このことから税率改正をお願いしているとの答弁です。

質疑を終結し、討論に入りました。反対討論として、佐用町国民健康保険特別会計予算案に反対する。保険税の値上げで町民は苦しい。詳細は、本会議で行うとの反対討論でした。

賛成討論はなく、討論を終結し、表決の結果、挙手多数。よって議案 55 号、平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案は原案可決。

続きまして、議案第 56 号、平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について。この会計は県広域連合での審査だ。兵庫県は 10 パーセントに近い引き上げ率が新聞紙上にある。町長は、どのように対応したか答弁願うとの問いがあり、広域連合の議会において審査された。税率、保険料は 2 年ごとに検討。ルールに基づいて計算するとなっている。この制度維持は、この会計の現状からして税率改正が、賛成多数で決定されました。

質疑を終結し討論に入りました。反対討論として、高齢者いじめの保険税料引き上げについて町民理解ができない。反対する。

賛成討論はなく、討論を終結。表決いたしました。挙手多数。よって議案第 56 号、平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案は原案可決。

続いて、議案第 57 号、平成 24 年度佐用町介護保険特別会計予算案であります。

介護保険特別会計事業勘定、歳入についてからです。この会計は、歳出、歳入を分けて審査いたしました。介護保険料の基準月額が、この度 5,100 円になる。5,100 円までの引き上げは不要ではないかとの質問に、この会計は、40 歳から 64 歳が 30 パーセントの保険料を負担し、助け合いの精神で運営している。一般財源からの法定外繰り入れはできないという前提の中で、取り崩す基金もなく、最大限の努力をもって提示保険料となったと。

続いて、事業勘定歳入の質疑を終結し、介護保険特別会計事業勘定、歳出についての審議に入りました。成年後見制度利用支援事業助成費の利用状況と問題点はないかとの質問に、利用実績はない。必要とする人に対し、啓発的なパンフレットにより制度利用を促している。

事業勘定歳出の質疑を終結し、介護保険特別会計サービス事業勘定、歳入歳出についての質疑に移りました。質疑はなく、質疑を終結し、介護保険特別会計の討論に入りました。

反対討論。問題のある予算で、詳細は本会議にするという反対討論でした。

賛成討論はなく、表決。挙手多数。よって議案第 57 号、平成 24 年度佐用町介護保険特別会計予算案は原案可決。

続いて、議案第 58 号、平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計予算案であります。質疑はなく、質疑を終結し討論に入りました。討論もなく、挙手全員。よって議案第 58 号、平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計予算案は原案可決。

続きまして、議案第 59 号、平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案であります。水道施設管理業務委託料についての説明を求めるとの質問がありました。高度化が必要な水道事業の今後において、運営面からして熟練職員配置が必要であると。現状で、町職員での配置は難しい。安心して安全な水道水を住民に供給するためには、一部を、その技術面に熟練し、ノウハウをもった民間業者に委託したいと考えている。本年は、試行として、その予算を計上している。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なく、表決の結果、挙手全員。よって議案第 59 号、平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案は原案可決です。

続いて、議案第 60 号、平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案は原案可決になりました。

議案第 61 号、平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案であります。滞納繰越についての質問あり、答弁として滞納者と相談を持ちながら頑張って徴収したいとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入り、討論なく、表決。挙手全員。よって議案第 61 号、平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案は原案可決。

続いて、議案第 62 号、平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案についての審議です。使用料について、算出根拠はどこかとの質問に、23 年度実績から算出。入園者年間 9 万 2,000 人、宿泊者 1 万 3,000 人から 4,000 人の範囲で推移している。

質疑を終結し討論に入り、討論はなく、挙手全員。よって議案第 62 号、平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案は原案可決となりました。

続いて、議案第 63 号、平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案であります。年間約 2,300 万の一般会計からの繰り入れがある。食堂売り上げは 960 万円だ。食堂の午後 6 時 30 分のオーダーストップは早くはないかとの質問に、機器更新に 680 万円を必要とする。食堂売り上げは、前年度より 120 万円増で計上している。オーダーストップについては、支配人と調整、検討したい。

質疑を終結し討論に入り、討論なく、表決。挙手全員。よって議案第 63 号、平成 24 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案は原案可決となりました。

議案第 64 号、平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計予算案であります。質疑なし。質疑を終結し討論に入り、討論なし。表決、挙手全員。よって議案第 64 号、平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計予算案は原案可決となりました。

議案第 65 号、平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について、質疑なし。質疑を終結し討論に入り、討論もなく、表決。挙手全員。よって議案第 65 号、平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案は原案どおり可決です。

続いて、議案第 66 号、平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について。質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論もなく、表決。挙手全員。よって議案第 66 号、平成 24 年佐用町農業共済事業特別会計予算案は原案可決。

議案第 67 号、平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計予算案についてです。委託料 50 万円の質問に、地元対応の風倒木処理等に予備的に予算化したと。

質疑を終結し討論に入り、討論はなく、表決。挙手全員。よって議案第 67 号、平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計予算案は原案可決。

続いて、議案第 68 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計予算案です。給水収益、給水量の算出根拠の質問に、23 年度の見込み額。前年比、給水収益 99 パーセントで、1 パーセントの変動を見込んでいる。

質疑を終結し討論に入り、討論はなし。表決の結果、挙手全員。よって議案第 68 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計予算案は原案可決。

以上をもって、全審査を終了いたしました。4 時 18 分閉会いたしました。以上であります。

議長（矢内作夫君） はい、ご苦労様でした。以上をもちまして、予算特別委員会委員長の審査報告は終わりました。

なお、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結をしておりますので、議案第 54 号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしく願いをいたします。

まず議案第 54 号、一般会計予算案について討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5 番、金谷君。

5 番（金谷英志君） 議案第 54 号、平成 24 年度佐用町一般会計予算案の反対討論をいたします。

町税の減収に見られるように、町民の経済状況は、まだまだ低調であります。このような中、町道改良地元負担金の廃止や、文化活動などに使用する公共施設使用料の減免と、保育料の軽減が求められています。

また、財政調整基金から 3 億円の仕組み債を購入しているが、この責任を明確にし、解決を図るべきであります。

町が行う事業については、地元業者の仕事を確保するためにも、小規模な事業や修繕については、多くの業者に受注機会を保障する制度が必要です。

原発ゼロの日本を目指す表明を国に求めると共に、本町にある水力、風力、太陽光などエネルギー調査を行い、自然エネルギーの本格的な導入に取り組むべきであります。

交通弱者の増加が見込まれており、さよさよサービスの毎日運行や福祉タクシーの利用回数制限撤廃など、利用者負担の軽減と利便性の向上に取り組むべきです。

長寿祝金の支給対象者の限定は行うべきではありません。

地方公務員法に照らして、保育士の正職員化を進め、保育の継続性と職員の職業意識の向上を図るべきです。

学校給食は、地元産食材の使用を拡大し、給食費は無料にして、保護者負担の軽減が求められています。

学校・園統廃合は、正確で公正な情報を開示し、住民合意を基本とするべきであります。

にしはりま環境事務組合では、運営を長期にわたって民間委託しようとしているが、検討が不十分であります。

町内商工業者の支援として、全国で実効性があるとして取り組まれている住宅リフォーム制度と中小企業振興条例制定が求められています。農業や商工業の振興のためには、専門的職員の育成と共に町主導の体制づくりが必要です。

以上、町民の負担軽減、福祉の充実、町産業の振興に不十分な予算であることを指摘して反対討論といたします。

議長（矢内作夫君） 次は、賛成討論ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、12番、岡本君。

12番（岡本安夫君） はい、12番、岡本です。

議案第54号、平成24年度佐用町一般会計予算案に賛成の立場で討論いたします。

平成24年度一般会計予算は、130億8,492万6,000円となっており、昨年度に比べて、約4,800万、0.4パーセント増となっております。21年の災害と景気の低迷により自主財源の町税は約3,500万減少していますが、昨年3月11日の国難とも言える東日本大震災の影響により23年度国家予算は、当然ながら、復興に向けて東日本に重点的に傾注されました。24年度も、その方向であることで、本町の依存財源である交付税の減少を危惧しておりましたが、逆に3億7,800万増となり、基金からの繰入も、約1,100万の減額で抑えられました。このため、緊縮財政に陥ることなく本確的な創造的復興に向けて踏み出した予算編成になっていると理解できます。

合併特例期間も近づき、一括交付金の動きなど、本町を取り巻く環境は、ますます厳しくなっていくことは間違いありません。少しずつではありますが、将来の財政基盤の安定を見据えて、町税の前納報奨金の段階的廃止や長寿祝金の見直しなど、決して喜ばれないことも実行されようとしております。

何と云っても、町行政の一番大きな役割は、町民の安心と安全を守る、生命と財産を守ることです。これは、西播磨地域消防広域化協議会の設置や、中学3年生までの医療費の完全無料化などにも見られます。

太陽光パネル設置の助成や、防犯灯、街路灯のLED化、ごみの分別収集の補助など環境への配慮、また、中山残土処分地の開発の設計委託料や商工会館改修の3,000万の助成など、希望のある施策も随所に見られます。

将来の日本を担う子ども達に、より良い教育環境を築くための学校・園の適正化などの推進など、厳しい判断が求められる大きな課題もありますが、平成21年8月9日の大災害から、本町の合言葉は、絆からはじまるふるさとの復興、くしくも、昨年、東日本大震災のテーマも絆であります。これは、心をひとつにしようということでもあります。佐用町が、本当の意味で創造的復興を遂げるために、事業の取捨選択と集中は不可欠であり、住

民の皆さんに我慢をしていただくことも、思い切って打ち出したことは、多いに評価できます。

将来を見据え、厳しい財政環境の中でも、最大の福祉を取り入れた、この平成 24 年度予算に対して、行政と議会と、そして町民が一丸となって、同じ気持ちになって将来に向けて頑張りましょうと呼びかけて賛成討論といたします。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに討論ありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 54 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第 54 号、平成 24 年度佐用町一般会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 55 号、国民健康保険特別会計予算案について討論を行います。

まず、反対討論ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 笹田です。反対討論をいたします。

議案第 55 号、平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計予算に反対します。

高い保険税が、たくさんの人々を苦しめておりますが、払いたくても払えない人もいます。滞納者に対して資格証明書、また、短期証明書が発行されているにもかかわらず、1 人当たり 10.6 パーセントの引き上げ、ますますこれでは負担が大きくなります。命に関わる保険証の引き上げは、きっぱりと止めるべきです。

今年は、特定健診が始まって 5 年、受診率は、22 年度の決算で 27.1 パーセントと、まちぐるみ健診の時と比べますと大幅に減っています。国の目標 60 パーセントには程遠く、ペナルティも懸念されます。

健診は、病気の早期発見、予防・治療ともなり、国保会計の削減にもつながります。受診の啓蒙、PR をより強めるべきだと思います。

以上、反対の討論、終わります。

議長（矢内作夫君） はい、次、賛成討論ありますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 6 番、松尾君。

6 番（松尾文雄君） 議案第 55 号、平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について賛成します。

国民健康保険は、皆さんもご承知のとおりであります。国民皆保険として、自営業者

や農業者など会社などの保険に加入されない方々を対象として、必要な医療給付を行う制度で、医療費を保険者と被保険者が一定の割合で負担し、疾病時に被保険者の経済的負担を軽減し、住民の健康増進に貢献しているものであります。

しかしながら、急速な人口の高齢化や医療の高度化によって、医療費の増や昨今の経済状況の悪化、少子高齢化の進展等に加え、不安な社会情勢の中、国民健康保険事業を取り巻く環境は、大変厳しいものになっております。

また、この度の国民保険税の引き上げにつきましては、誰もが望むものではありませんが、財政基盤の安定化を図るために、先ほど議案第 26 号でも国民保険税の条例の改正が可決されました。また、国保運営委員会でも了承されております。本会計の反対理由で、保険税の引き上げもあり、その対策として、よく言われるのが、一般会計からの法定外繰入、また、基金の取り入れをすることというふうにあります。佐用町におきまして、国民健康保険の加入者が約 25 パーセントであります。多額の法定外繰入は、新たな不公平感を生み出します。

また、基金につきましては、平成 21 年度災害など、災害が起きた時に災害減免や近年の医療の高度化により高額医療費などに対応するためであります。現在、佐用町では、基金が約 4,000 万ほどありますが、近隣市町から比べますと非常に少なく、被保険者が安心して医療を受けられる基金を、しっかりと備えなければなりません。

今後、特定健診などの保険事業や健康づくり事業など、よりいっそうの充実を図り、医療費の削減、被保険者の負担を軽減できる事業を、これまで以上に取り組みをお願いし、議案第 55 号、平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について賛成し、賛成討論とします。

議長（矢内作夫君） ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 55 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第 55 号、平成 24 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 56 号、後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17 番、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 議案第 56 号、平成 24 年度後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を行います。

その理由は、保険料の引き上げです。同保険会計は、75 歳以上の高齢者だけを対象にした保険です。保険料は、都道府県ごとに決められます。保険料は、2 年ごとに改定され、平成 24 年度の予算は、保険料を、これまでの年間 7 万 717 円から 7 万 5,027 円に 4,310 円。率にして 6.1 パーセントの引き上げにしようとするもので、保険料を抑えることが必

要です。同保険制度は、高齢者の医療費の増大で保険料に跳ね返る仕組みになっています。

また、後期高齢者人口の増大でも保険料の負担比率が高くなる仕組みとなっています。

また、保険料を滞納すると保険証の取り上げも可能となるもので、長寿を喜べないものとなっています。

社会保障の財源は、法人税の大幅減税や所得税の最高税率の引き下げ、株取引への優遇税制など、大企業、大資産家減税を 10 年前の水準に戻すことや無駄な支出にメスを入れれば、今も将来も社会保障の財源は、安定的に確保し制度を充実することができることも申し添え、以上の理由で、同会計予算に反対をいたします。

議長（矢内作夫君） はい、次に、賛成討論ありますか。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、11 番、大下君。

11 番（大下吉三郎君） 議案第 56 号、平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の認定について、賛成討論をいたします。

平成 20 年度から始まった後期高齢者医療制度ですが、当初こそ、制度の周知や保険料の負担等について、全国的に混乱がありましたが、制度開始から 4 年を経過し、保険料の軽減措置が継続されたこともあると。かなり定着をしております。

政府は、新しい高齢者の保険制度の構築を検討されているところですが、現在も国会提出の目途が立っていない状況であります。このような中、制度開始後、5 年目を迎える平成 24 年度に当たり、医療給付費の伸びにより若干の保険料の上昇が見られますが、23 年度末の余剰金と、県に設置している財政安定化基金も取り崩し保険料額の上昇を抑制する最大限の努力がされております。

本予算案に反対する理由はありません。よって、議案第 56 号、平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算案については、妥当なものと考え賛成をいたします。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに討論ありますか。

はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 56 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第 56 号、平成 24 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 57 号、介護保険特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君）                   では、平成 24 年度介護保険特別会計予算案の反対討論をいたします。

本予算案の最大の問題は、第 5 期事業計画で保険料の 42 パーセントものを引き上げが行われたために、兵庫県平均の月額基準の 4,998 円をも超えてしまったということであり、年金が引き下げられる中、高齢者の負担は深刻であります。

本予算案では、第 5 期の 3 年間で返済すべき第 4 期の財政安定化基金借入金 6,000 万円の 7 割に当たる 4,227 万円を公債費として計上しています。これは、月額基準 5,100 円の保険料が、第 5 期計画の標準給付サービス費総額が過大に見積もられていることを示す 1 つの根拠となるものであります。

高齢者の立場に立って厳格に試算されれば、兵庫県の平均を下回る保険料は可能であり、当局の反省を求めて反対討論といたします。

議長（矢内作夫君）                   次に賛成討論ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君）                   はい、3 番、岡本君。

3 番（岡本義次君）                   3 番、岡本です。議案第 57 号、平成 24 年度介護保険特別会計賛成討論をいたします。

平成 24 年度介護保険特別会計では、65 歳以上の高齢者約 6,200 人の内、要支援 295 人、要介護 1,100 人の合計 1,395 人の認定数を見込んでいるとのことであります。

認定者が実際に、在宅、通所、あるいは施設入所等の介護サービス利用に伴う保険給付額は、平成 21 年度が約 17 億 3,976 万円。平成 22 年度が約 18 億 176 万円。平成 23 年度は、約 18 億 9,171 万円と見込まれており、それぞれ 3 パーセントから 5 パーセントの伸びであったと理解しております。

一方、この度、提案されました、平成 24 年度当初予算における同じ保険給付額は、23 年度見込み比、約 2 パーセント伸びの 19 億 3,575 万円であります。

国民福祉費が少子高齢化で、国が、約 1 年で 1 兆円。町長がいつも言われております。佐用町におきましても 1 億円も増えつつあると言われております。

人口減少が予想され、高齢化が進行する本町は、ますます介護保険制度が重要度を増しており、在宅介護サービスを中心に、地域で支え合う社会福祉力を維持しながら、介護施設、各事業所とも密接に連携し、安心できる介護サービス体制を維持、継続しようとする意欲が読み取れる予算内容となっております。

国、県、町税と各受けられる受益者負担の、両者からの支え合う形の中で原案が否決されるなら、これらを利用されております本人はもとより、家族の方も安心することはできません。今後とも、給付抑制の取り組みと介護予防対策並びに生涯教育等の一体となった町民の健康づくり事業と、そして、行財政改革にも更にも努力されんことを要望して、平成 24 年度介護保険特別会計に対する賛成討論といたします。

議長（矢内作夫君）                   はい、ほかに討論ありますか。

はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 57 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第 57 号、平成 24 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 58 号、朝霧園特別会計予算案について討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。  
これより議案第 58 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 58 号、平成 24 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 59 号、簡易水道事業特別会計予算案について討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 59 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって議案第 59 号、平成 24 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 60 号、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案についての討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 60 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 60 号、平成 24 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 61 号、生活排水処理事業特別会計予算案について討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 61 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 61 号、平成 24 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 62 号、西はりま天文台公園特別会計予算案について討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 62 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 62 号、平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 63 号、笹ヶ丘荘特別会計予算案について討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 63 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 63 号、平成 24 年度佐用町笹

ヶ丘荘特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 64 号、歯科保健特別会計予算案について討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 64 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 64 号、平成 24 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 65 号、宅地造成事業特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 65 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 65 号、平成 24 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 66 号、農業共済事業特別会計予算案について討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 66 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 66 号、平成 24 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 67 号、石井財産区特別会計予算案について討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 67 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 67 号、平成 24 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 68 号、水道事業会計予算案について討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。  
これより議案第 68 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 68 号、平成 24 年度佐用町水道事業会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
ここで昼食のためということで、暫時休憩をしたいというふうに思います。  
再開を 1 時 20 分としたいと。  
で、議員の皆さんにお知らせをしておきますが、12 時 50 分までに、開会前の件について、控室で、ちょっと協議をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。  
12 時 50 分ね。委員会室ね。再開を 1 時 20 分。はい、よろしく願います。

午後 0 0 時 0 0 分 休憩

午後 0 1 時 1 9 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。

日程第 42 . 請願第 1 号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願（委員長報告）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 42、請願第 1 号、公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願を議題といたします。  
請願第 1 号は、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、岡本義次君。

〔厚生常任委員長 岡本義次君 登壇〕

厚生常任委員長（岡本義次君） それでは、請願第1号、公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願ということで、付託されました案件審査内容を説明させていただきます。

追加説明として、鍋島議員より、3年間で2.5パーセントの年金引き下げをされようとしています。厚生年金で高い人もいるが、国民年金は、今、満額6万5,000円ほどであり、4万円台の方もかなりいらっしゃる。3年連続引き下げは、影響が大きい。是非、国に対して、議会として、町民の年金受給者の実態を見ていたら、考えて欲しいと。意見書を上げて欲しいということで、特例水準分の2.5パーセントは行われぬようにして欲しいということで、そういう年金引き下げに、議会として、ものを言う請願、意見書を提出の紹介議員になりましたという追加説明がありました。

質疑といたしまして、年金財源が、かなり枯渇して資金をもたすため、しようとしているのではないのかという質疑に対しまして、2分の1が基礎分、2分の1が国庫補助だから、この財源が足りなくなるようで、給付水準を下げるということ。この特例水準の解消。そう理解しております。そういう理屈なんですという答弁でございます。

質疑、それだけ確保しようと思ったら、特に若い人の負担を下げてやらないと、ドンドン、他の税金も上げていったり借金していくというようにもなると。全体の所得が下がっているのであれば、年金を貰っている人も辛抱して欲しいという考え方が、一般の人にもあると違うのか。もらっている人は、誰も下げて欲しくないけれど、負担している人から見たら、自分もしんどい面もある。あなた方も辛抱してくれということではないのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、今回、年金水準自体が高い水準じゃないんであり、高くない年金を更なる引き下げは、大きく、生活できないという、年金生活者から出ております。財源も、法人税、所得税の高額者の税負担率等徹底的に無駄を削らなくてはいけない。諸物価、灯油、生鮮食品も上がっており、年金者の生活が、これ以上、下げられると生活ができなくなる恐れがあると。

更に質疑、年金の少ない人は少なくするとかは。答弁、厚生年金も国民年金も全て、全員2.5パーセントです。

質疑終結し、討論に入り、反対討論。国の状況を見たら借金まみれの中で、制度改革も直ぐにできない中、緊急的には、やむを得ないんじゃないかということで、反対討論とするということでございます。

賛成討論。4年連続、毎年、毎年下がっていくということになるので、年金生活者は、夢も希望もなくなる。そういうことを考えたら意見書を上げるべきだと思いますという賛成討論出まして、討論終結し、採決し、挙手少数で、よって請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

以上で、付託案件審査の厚生委員会の報告を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは請願第1号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、以上で、委員長報告に対しての質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、12番、岡本君。

12番（岡本安夫君） 12番、岡本です。

請願第1号、公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願について、反対の討論をいたします。

この請願は、政府の税と社会保障の一体改革を一方向的に改悪であると断罪しております。

特に、年金の特例水準解消と2.5パーセント削減を行わないように求めておられますが、社会保障改革に関する集中会議の配布資料には、報道機関からの提言としまして、朝日新聞からは年金の名目額はできるだけ下げないという特例により、デフレの元での年金の水準が上がってしまった。年金の将来を考えると、デフレに対して水準を下げるべきである。日経新聞は、少子高齢化が進む中で、マクロ経済スライドを着実に実行し、給付額を実質的に抑える名目下限を外しデフレ下でも適用する。産経新聞は、年金改革で避けて通れない3つの課題として、1、高齢者同士の助け合い。2、給付水準の抑制。3、支給開始年齢の引き上げ。年金というものは、社会の実力以上の給付を続けるわけにはいかない。デフレ下で機能しないマクロ経済スライドの見直しにより、新たな自動調整機能の導入が必要等を言っております。

ほかに、その委員から岡村幹事委員、かんというの、みき、幹事のことですけども、日本商工会議所会頭。あるいは、東京大学大学院経済学研究科教授の吉川幹事委員。あるいは、日テレの解説委員の宮島幹事委員からも、デフレ下でのマクロ経済スライドの必要性が指摘されております。

物価以上に給料や年金、賃金が下がる現役世代の負担を軽減し、国難とも言える東日本が、一日でも早く復興するよう全国民が一致して協力すべき時であります。

年金受給者にも我慢していただくのは当然であります。年金受給を現状維持するぐらいでは、デフレの脱却にはなりません。2.5パーセントを3年で解消すれば、毎年1,000億の公費負担が削減できるそうです。これを復旧に向けてることにより、少しでも被災者や原発被害者への負担を軽減できます。

この特例水準解消措置は、物価と賃金が共に上昇した時に解消されるもので、この度のような経済状況や大災害は想定していなかったもので、これを暴挙と言われるのは、むしろ全く現実を見ない暴論と言えます。

以上の理由で反対討論といたします。

議長（矢内作夫君） 次に、賛成討論ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） では、公的年金の改悪に反対する請願の賛成討論をいたします。

本請願は、今国会に、民主党野田政権が提案しています年金特例水準解消法案は、高齢者、年金生活者の町民にとって過酷なものになるということ。そして、この過酷な仕打ちに対して、これは町民の声をね、佐用町議会として、ぜひ考えて欲しいという、こういう声を上げていくのが、この本旨であります。

10年前の2000年から2002年までの3年間の物価スライド凍結措置は、当時の自公政権が、高齢者への影響の大きさを配慮して実施されたものであり、2004年の法改正により、この解消は物価が上昇する中で解消することとされているものであります。

あたかも当然のように特例水準解消の年金引き下げを行うのは、実態にあっていないものであります。

元々、消費者物価が下がったからとして、年金を引き下げる物価スライド、この理由は、そのものが実態に合っていません。物価下落の主要なものは、ご存知のように、この間のパソコンや薄型テレビの価格の下落が主なもので、生鮮食料品や、この寒い時の灯油代など、生活関連は、むしろ上がっているのが実態であります。

また、この間、上昇している医療費や社会保険料などは、この消費者物価にカウントされないという不十分な指数が、この物価スライドの消費者物価指数であります。

この特例水準解消が実施されれば、町内の年金受給者は、この4月から、去年の物価スライド分の0.3パーセント。そして、この10月分から、この特例分2.5パーセントの内の0.9パーセント。更に、来年の4月分から特例分の0.8パーセント。再来年の4月分から、更に特例分の0.8パーセント。更に、3年後の4月から、今、盛んに反対論者が言っていたように、マクロ経済スライド分の0.9パーセントの引き下げが予定されているわけでありす。

つまり、この4年間、町内の年金生活者は、毎年、年金が引き下げられる。合計3.7パーセント。金額にして、総額2兆円に及ぶわけでありす。とんでもないことであります。

町民の、この何とかして欲しい声を、地方議会の当然の責務として、佐用町議会が、国に町民の声を届ける。このことは、今、緊急に必要であることを指摘し、賛成討論といたします。

議長（矢内作夫君） ほかに討論ありませんか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより請願第1号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。従って原案について採決をします。

請願第1号を、採択することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、少数です。よって請願第1号、公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願は、不採択とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第43．議案第10号 佐用町過疎地域自立促進計画の変更について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第43に入りますが、日程第43と第44は、3月2日に、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしく願いをいたします。

まず議案第10号、佐用町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まず、この本計画についてですが、これの、平成18年にコンサルに委託されて計画、10年間、

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

8番（笹田鈴香君） あっ、違う。ごめん。

議長（矢内作夫君） 何を。

8番（笹田鈴香君） すいません。次の分、言うとした。すいません。早く言い過ぎた。

議長（矢内作夫君） 頼むわ。

8番（笹田鈴香君） すいません。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7番、井上君。

7番（井上洋文君） ちょっとこれ、お聞きしたいんですけども、第10号やね。

ちょっと、お聞きしたいんですけども、これは過疎法、新しく16年まで6年延期ということなんですけれども、これは、その時、その時の事業について追加という格好になるんですかね。ソフト事業で、学校教育とか集落維持を目的とした人材確保とか、自然エネルギーを利用するための施設整備とか等について、ソフト事業等についても該当するということなんですけれども、そういうことが、今後、町としてやられるのであれば、ここに追加しておくということじゃないんですかね。その時、その時の追加になってくるんですか。そこらへん、ちょっとお聞きしたいんです。

議長（矢内作夫君） 誰が答えますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

過疎計画につきましては、計画を立てる時点で予測される事業を見込、想定をして計画を立てていきます。その中で、計画を実行しながら過疎計画に当てはまらない事業等が発

生した時には、こういう議会を開いていただいた時に、こういう事業があるので、ここをこう変更したいということをお願いして、皆様方に審議していただいて最終決定をして、計画を変更していくというようなことになっております。

どうぞ、ご理解を求めたいと思います。

議長（矢内作夫君） 分かりました。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） ほな、その時、その時にいうことですね。はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。はい、ないようですので、ほかに討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第10号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第10号、佐用町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第44．議案第11号 佐用町総合計画後期基本計画の策定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第44、議案第11号、佐用町総合計画後期基本計画の策定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） ちょっと先走っておりました。すみません。間違いました。

まず、この総合計画なんですけど、本計画は、平成 18 年にコンサルに委託されて、10 年間の計画ということで、今回、提案されているのは後期ではあるんですけども、まず、この後期の分についてですけど、どのような方法で、まず、策定をされたのか。

例えば、委託業者があったかなかったかとか、そのほか、どういう方に頼まれ、頼まれたというか、意見を聞かれたとかということについて、お尋ねします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 総合計画の前期が済みまして、今度、後期に入って行くわけなんですけれども、その時に後期の計画をどうしていくかということで、職員で十分検討して見直しを行いますね。最初。その後、町民の皆さんのご意見を求めたり、議会の皆さんのご意見を求めるということで、後期の計画を立案し、このような形で挙げておりますので、最初は職員。その後、町民の皆さんのご意見と同時に議会の皆さんのご意見も賜るということで、最終的に議案として提出しておりますので、よろしくお願ひします。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 職員と、それから町民、そして議会ということなんですけど、放送なんかで、私も聞いたんですけど、ホームページとか、それから、各支所に置いてありますとかね。佐用チャンネルなんかで聞いたんですけども、結局、意見を、求められておりますけれども、何件ぐらいの意見があったのか。また、その内容は、どういうものがあったのか、あれば教えてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 今回の意見を求めた中では、何もありませんでした。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） それで、この意見が何もなかったということなんですけど、結局、町民ですね、が、この、私どもにも、配ってある、この案を見ても、なかなか難しいと思ひますね。急にすると。そういうことになると、意見も出にくいんかと思うんですけど、ほかに、結局、いろんなこう、団体がありますね。そういった各種団体に意見を求めるというような

ことはされてないんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） もう端的にお答えしますが、行っておりません。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） これ、内容についてお聞きできるんですか。

議長（矢内作夫君） はい、どうぞ。

7番（井上洋文君） よろしいですか。14ページの配偶者DV対策基本計画の策定というところなんですけれども、配偶者暴力に対しては、このように明記されておるんですけれども、その今、問題になっておる子どもへの虐待対策防止なんかの件については、どこらにこれが入っているのかなと思うんですが1点と。

それから、15ページの一番下の、障がい児の支援事業の推進のところで、一番下の段で障がい児の自立促進とともに放課後の居場所づくりのためのデイサービス事業を推進しますということなんですけれども、これは、学童保育事業とは、また、別に何か、計画されているのか、まあ、あるんですけど、その2点だけ、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長でよろしいか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 児童虐待とか、そういった部分につきましては、先ほど、14ページの配偶者の部分、家庭的な部分ですね。親同士ですね、そういった暴力的なことも含めて、これも子ども達には、児童虐待にあたる場合もあります。ありますけども、井上議員がおっしゃったのは、もっと直接的なね、子どもの児童虐待のことをおっしゃったと思うんですけども、これは総括的に13ページですね、子育て環境の整備という中で、ザクッと総合的に捉えてますけども、この大きな柱の中で、個々の政策についてはですね、日常的に、こういった佐用町でも、来ておりますので、いろいろな子育ての、県の施設とか、そういった部分で、日常的に連携を取ってですね、やっていくということについては普遍でありますし、今後、そういった業務が、更に、悲しいかな、増えてくるのではないかなということをお聞きして仕事をしていきたいというふうに思っております。

それと、15ページの下から2行目、学校終了後という部分で、後ほど、また、教育関係はですね、教育関係として、当然あるわけなんですけれども、今回、ご案内かと思うん

ですけども、自立支援法の改正がございまして、児童福祉法の観点からですね、デイサービスを進めていくということもございまして、当然、健常者の、いわゆる、子どもの放課後もありますし、障害を持った子ども達ですね、放課後の育成、これについても、連携を持って進めていきたいというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7番、井上君。

7番（井上洋文君） 虐待の方は、それで結構ですけれども、この放課後デイサービスの件については、具体的にどういうふうな格好でやられるのか。そこらは、まだ決まっていないんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 障害の部分で言いますと、いわゆる、あそこの、テクノにですね、たんぼぼという施設があるんですけども、これと常に、例えば、具体的に言いますと、保育園の子どもさんを持っておられる保護者については、当然、家庭と保育園と私ども、あるいは保健師も含めてですけれども、平素から、ちょっとどうなのかなという部分については、こちらの方から、親御さんの了解を求めて、親御さんの方に、そのたんぼぼに紹介する中でですね、専門機関にですね、お願いをして、フォローをしていただいております。

あくまでも、これは、障害のきらいがある方です。一般人については、また、教育委員会の方からお話しになるのかなと思いますけれども、このページは、特に障害の子どもに焦点をあてております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1番、石堂君。  
手挙げたん違うんかな。

〔石堂君「挙げてました」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい。

1番（石堂 基君） 全体的な中でチェックさせていただいた項目で1点だけ聞きたいんですけども、今回の、この後期計画、いわばその、総合計画の下半期に入ったんで見直しということになるんですけども、全体をずっと網羅してみますと、個別の主要施策と概要という、いわゆる、その四角囲みの中に入っている具体的な事業の展開、これについて

は、もう、ほとんど8割、9割方、何の変更もない文言で、そのまま同じように載っているんですが、ある1箇所、第6節、生きる力と豊かなこころを育む教育と文化のまちづくりということで、まあこれ、教育委員会のご担当だと思うんですが、その部署だけは、大幅に文言から何から、当初の総合計画と変わっています。これが大幅に変わっている、どのような前期の分析、まあ、総合計画全体の分析をして、ここまで文言を変えたのか。あるいは、その、具体的な主要施策と概要というところの表記を変えていったのか。どういう議論があって、こういう展開になったのか、それだけ教えていただけますか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） お答えします。まず、教育委員会につきましては、教育委員会評価をしました。その中で、ほぼ目的達成している分については削除し、更に、基本計画を策定しましたので、その中で重要施策、今後、重点的に進めていかなければならないもの。これを掲載させていただいております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。石堂君。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1番、石堂君。

1番（石堂 基君） 総合計画自身の、その事業評価なりを細かにやって、新たに教育基本計画をも策定したと。しかし、ここまでその、主要施策が、その表現、表現というか、項目が大幅に変わるというのになるんですかね。

ちょっと具体的な、何言うんかな、表現が難しいんですけども、例えばその、28ページから始まるわけですけども、この四角囲みの、黒四角の項目ありますよね。県立佐用高等学校との連携とか、温もりと特色のある教育活動の展開とかというの。もう、ここらあたりが、佐用高校との連携ぐらいが唯一残っているぐらいで、かなり内容的に変更になっていると思うんですけども、そうじゃないですか。

議長（矢内作夫君） 教育課長。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） はい、すみません。ちょっと補足説明をさせていただきます。

これ今、教育長がお答えしたように、22年度に、23年から施行する教育基本計画、新たに教育委員会で策定しました。

で、今回は、政策の柱がですね、5つの重点目標に合わせて、この、町が、教育委員会が作りました基本方針の柱立て、これに合わせて、これまでの前期計画の分を、全てこの柱の中に統合させていったということで、計画が2つ、当然、町の総合計画が優先するんですけども、教育委員会が作った、明確に重点目標を5つ出している、それに合わせて、

章立ても、この際、全部それに合わせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 3ページの町民参画のまちづくりの推進のこの一番下、主要施策と概要の中で、公共施設の活用促進の中で、また学校跡地の利活用を図る地域の支援もを行いますというのは、具体的には、どういうことをイメージされているんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 学校の規模適正化に伴う、学校が跡地になる場合に、そういうことに対しても、具体的にこういうことを行政が、こういう事業を持って支援をしていくというようなことは、今の段階で、案としては持っておりません。地域と十分協議し、地域が必要な事業に対して、行政支援ができる範囲で協力をしていくというようなことを盛り込んだ内容に変更しております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） あのまあ、前期計画にプラスになっているので、そこらへんの、これ、先ほどの後の方の教育委員会の所管というか、関係が大きく変わることに伴った、文言プラスなんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 学校規模適正化に伴う廃校になった跡地をどうしていくかという問題が、今後発生が予測されるので、そういう文言を追加したというふうに捉えていただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） よろしいね。ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君）            まず 7 ページお願いします。地方分権の、行政組織の効率化の関係で、前期計画と基本的に変わってないんですけども、この基本構想が、合併協議会の新町まちづくり計画、この精神を受け継いでという重要な側面がね、基本構想には要因としてあるわけですけども、この中で、行政組織の効率化という点では、新町まちづくり計画は、必ず挙げていたのが、本庁と支所機能の充実と。支所機能の充実とネットワーク化というふうなね、支所機能関係をまちづくり計画では、挙げていたと。その精神を受け継ぐということに前期も、この後期もなってないという点ではね、これはもう、どのように理解したらいいんか。全く削除されているという点では、どうなんでしょうか。

議長（矢内作夫君）            総務課長。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君）            はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君）        庁舎の関係の時でしたかね、そういう議論もあった中で、支所機能につきましては、確か、合併の協議会の中での整理の中では、当分の間、その支所機能を充実して、地域の密着、近い所での行政を対応すると。当分の間という形のものを謳っていたと思います。

ここを、合併後、支所の対応と、実際、事務事業等のその、町民の方の利用、あるいはその、いろんな農林、建設、健康、いろんな、その事業につきましても、本庁で対応するケースが、非常に多くなってきています。これは現実的に、そういった対応が町民の方も、そういう対応ができる環境というんですか、行政に対する認識も変わってきたと。そういう中で、今後、支所につきましては、基本的に、支所の窓口業務、あるいは相談業務、これは基本としては置きますけども、いろんな行政施策の中で、本庁で賄える、そういう業務につきましては、本庁の中で処理していくという、そういう方向で、この新たな計画につきましても、そういった考え方、行政組織の効率ということで、そういう考え方で、支所については考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君）            はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君）            新町まちづくり計画ね、この製本された分ですけども、これ当分の間ということじゃなくて、地方分権に対応した行政組織の効率化ということで、支所機能の充実とネットワークの強化、地域バランスのとれた行政サービスの提供と住民と行政との協働によるまちづくりを進めていくため、支所等の機能の充実を図るとともに、行政とまちづくりに関する情報の提供や収集の利便性を高める情報システムのネットワーク化というようなことで、きちっと位置づけられておるんですね。新町まちづくり計画の中では、当分じゃなくてね。

で、これが、確かに、窓口業務に特化するとか、そういう取り組みの中で、支所機能の充実というのが、消されていった。むしろ前期計画の時から、支所機能の充実のじの字も出てこないというようになっているんです。

今、聞いているのは、確かに、実際、業務やっていく中でね、窓口業務に特化したらいという判断したというような行政の一本の考えあるけども、まちづくり計画自体はね、

やはり、本庁と支所機能の充実というのは、一時的どころか、きちっと掲げてね、主要な柱というような形で、この新町まちづくり計画では成文化している。

このことからすれば、まちづくり計画の精神というのは、受け継がれていないと見られても仕方ないんじゃないかというふうに聞きよんですけど、いかがでしょうか。

議長（矢内作夫君） 町長、答える。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 新町まちづくり計画において、合併当初のですね、まあ、当然、合併した後の住民の皆さんの、やはりこれまでの長年親しんできた行政への、いろんな、また、要望や、また、係わり、これについては、新しい町として移行していくためにも支所というものを、しっかり充実、存続させてですね、この支所と本庁というものがネットワークを持って、新しい町の行政体制を作っていくという考え方だったというふうに思っております。

ですから、その支所とのネットワークということについては、当然、今後ともきちり継続して、これを充実していくという考え方であります。

ただ、その業務の内容においてですね、やはり行政の効率化も図らなきゃいけないし、職員の削減も図っていかねばなりません。ですから、やはり、そこで、二重行政的ですね、行政というのは、やっぱり極力これを解消していかねばいけない。そういう中で、支所と本庁という形での行政のきちと役割というものを明確化して行って、ネットワークを逆に、その中でネットワークとして、しっかりとネットワーク、連携を取ってですね、全体の行政を進めていく。そういう考え方でありますので、新町まちづくり計画の精神というものは決して、それを反故にするということは考えておりません。

議長（矢内作夫君） よろしいか。ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） すいません、30ページをお願いします。30ページの中で、学校、そして保育園の規模適正化の推進とあるんですけども、現在、学校の規模適正化推進では、住民説明が行われていますね。そういった説明をして、その中、中身は、絶対するとか、しないとか、はっきり言わないという、検討の余地があるような説明会の答弁をされているように、私が行った時にはされたんですけども、これを見る限りでは、進めますという言葉になっているんですが、そのへんは、なぜ、このようなふうに変ったのかお尋ねします。

議長（矢内作夫君） 教育課長。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 表現は当初から、議会の皆さんにも説明したように、基本計画、更には、実施計画の中で、適正化計画を町は、教育委員会で確定したとおり進めていきますということで、今も各校区で、懇談会の中で、その協議をされているところです。

だから、初めからするとか、せんとか、そういうことじゃなしに、町の考え方はこうですよという形の中で、地域の方々と協議しているところです。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、地域の方と協議と言われているんですけども、やはり限られた人しか行かないということなので、この計画から見るとね、やっぱり町側の、その意見が書かれているわけですけども、やはり住民としては、納得いかない点もあるので、もっと、その説明会の方法も、今、決められてはしまいましたけれども、方法があると思うんですが、今の、このやり方には、問題は、問題点はないと思われませんか。どうでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 現在、地域のね、自治会長さんをはじめ、PTAの方、役員さん、やられてます。相談されてますけれども、当然そのメンバーは、確かに協議する中身なんで、たくさんの、一定以上の数おられますと、しにくいということありますけども、今後、例えば、自治会でやっても、それからPTAでやっても、役員さんで出ておられますので、個人の意見ではなくって、持ち帰ってね、PTAはPTA、自治会は自治会の地域の中で話して、こういう協議を進めてますというような議論の調整をね、させていただいて、また、そこに持ちあげてくるということをやっている、確かに、協議するのは、限られた人数、決められた方ですけども、そこで煮詰めていく段階としてはですね、一時的には、自分らの意見を広く、また下ろして、また、吸い上げてくるということを繰り返しながら進めていっていただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） だいたい、分かっているんですけども、この37ページですか、林業の生産基盤の整備ということで計画を立てておられるんですけども、森林組合との連携のもとにということも書いておられますし、林内の路網整備ですか、それから山林の保育、そういったようなことが書かれておるわけなんですけども、森林組合にお願いし、だいたい50年から60年近い、経っている木を切ってもらおうと思えば、ただでは

切れないと。お金くれというわけですよ。まあ、そういうような状況で、森林組合と、どのような、その連携ができるのか。

そして、これ、最後の頃に、間伐材などの販路創出を目指しますとは書いてあるんですけども、森林組合にお願いして木切っても、道端で木切ってもお金くれと言われるようなことでは、なかなかこう、間伐してもお金にならないんじゃないかなと思うんですけどね。そういったところ、実際に真剣にこう、取り組んでやっておられるのかね、そのへんのとこ、ちょっとお聞きしたいんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 林業生産基盤の整備という中で、今言われる、具体的な、この事業も進めて行く上での、森林組合との関係、まあ、森林組合の役割ですね、その点だということだと思っておりますけれども、当然、作業をして、森林組合においてもですね、これを経営していかなきゃいけません。ですから、その中で、森林組合は作業班、実際の林業労働者をですね、労務班を持ってやっております。それは、そういう、今、間伐にしても、また、主伐、それから育成、施業にしてもですね、それぞれ、その森林組合の作業班なり、そういう林業関係の会社に委託をして、に事業を出して、委託させてですね、それを進めて行くという形になります。

その中で、何とか、そういう、ここに販路を創出ということは、これまで育ててきた木をですね、やはり素材として市場に出して、それで、少しでも収益を上げていく、そういう事業に、今後取り組まなければ、森林組合としての役割というのがですね、個人だけでは、なかなか切って出してということはできないわけなんで、やはり、この組合員、森林組合の組合員に対して、少しでも収益を還元できるような、そういう森林組合の活動を、今後していきたいということで挙げております。

で、確かに、なかなか今の材木の価格ではですね、採算が取れないところもあるわけですけども、一方では、こうした路網とかですね、林道ですね、こういう物を施業計画の中で整備することによって効率よく搬出することによってですね、いくらかでの収益が、山主にですね、もたらされるように、森林組合として、今後、努力したいと。

しかも、今度、山崎に、宍粟にできました木材センター、こういう所が、そういうことを目指してですね、この周辺からですね、素材の供給を安定して受けたいと。そして、その逆に安定したものを、製品として出荷することによって、価格的にもですね、何とか、採算の取れる価格に持っていきたいということで、今、こういう施設も稼働しておりますので、これと連携をしてですね、まあ、収益を上げていけるようにやっていきたいというふうに考えております。

で、まあ、1本、2本の木をですね、切って、搬出してもですね、そのやはり手間と、また、その運賃でですね、なかなか、それに見合う価格で木が売れないというところは、確かにあると思いますけども、まあ今、町の農林振興課と森林組合と、一応、どういう地域で、この施業計画の範囲を決めてですね、路網整備も含めた森林施業計画の箇所を、何箇所かを決めて、これから取り組もうということでの今、協議、打ち合わせをさせておりますのでね、まあ、全ての所が当てはまるというわけにはいきませんが、少しでも効率のいい所を、まずやっていこうということで進めております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） まあ、木をこゝろ搬出して、山崎の方ですか、宍粟市ですか、あちらの方へ持っていけると言われるんですけども、智頭の材木の方がね、持って行った方が、相当ええ値段で売れるということを聞いております。

それで、山崎へ持って行くんでは、山崎、ごめんなさい。宍粟市へ持って行くんでは、もう採算が取れないんだと。だから、智頭の方へ持って行くんだと。

それで、大径木については、奈良の方ですか、どっかあっちの方へ持って行くんやというような話を、宍粟市へ持って行くと、とてもじゃないけど、採算合わんのんですよというような話もあるんですけどね。

森林組合も、それは確かに、宍粟市のことで、いろいろと石堂県会議員にもお世話になってつくってもろとんですけれどね、やっぱり、林業されて、また、そういう生産者の方も、ご飯食べていかないかんので、収益が上がらないといかんということは、よう分かるんですけども、それで言うて、金を払わなんだら切られんのじゃというような、道端でも、路網とか、そういうことは抜きですよ。もう、林道とは、道端で、だいたい、先ほども言いましたように、50年か60年のこんな大きな木を切って、まあ、金貰わなしょうがないというような状況があるわけなんですよね。

で、育てた人らに言わせれば、50年も60年も世話してきて、枝打ちしたり、下刈りしたり、いろいろと手を入れてきたんですけども、その木が、全然お金にならないと。切ってもらえないかと言ったら、金貰わな切ってもらえないというような状況を作るようなことは、何とか早く止めていただいてね、また、販路についても、智頭とか奈良とか、そういった方へ、吉野杉ですか、その名前を出したら、ええ値がするらしいんで、大径木がどこだとか、普通の板にする木はどことか、そういった販路先もやっぱり考えてもらったらええんじゃないかと思うんですけど、そのへんは、取り組んでもらえるんですかね。どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 市場価格で、なかなか価格というものは、こちらでどうにもならないところがあります。現在の価格。

ただ、木によって、当然、手入れのしてある木、それから品質によって、相当大きな価値もあります。

ですから、森林組合というのは、やはり、その、搬出先においてもですね、市場、どういふ木がどこに持って行けば、一番高く売れるか、こういうことも当然、研究をしてですね、考えていかなきゃいけないと。事業として取り組んでいかなきゃいけないということで、昨年も森林組合の職員を津山の市場、また、山崎の市場、そういう所に行って、どういふ今、木が市場に出てきて、どれぐらいの価格で取り引きされているか。それ、今、毎月ですね、そういう取り引きされた実績というものも報告を受けるようにさせております。

で、山崎のセンターというのは、これは基本的に、もう、杉材の柱物を中心にしたものであってですね、これはもう、無節とか、節があるとかないとか、そんなことは、全然関

係なしで、もう1本の、木の大きさが柱が取れば、一番効率よく、それをドンドン、製材をしていくという、そういう体制の所です。

ですから、たくさんの、大量なですね、そういう杉材等の施業計画の中で、間伐をして、それで搬出していくには、一番効率がいいという形でやっておりますのでね、当然、採算を考えて取り組まないと、経費ばっかしで赤字が出るようなことでは、当然、続けることができませんので、何とか黒字が出るという見通しがつけば、また、その施業については、個人山主の方にも、それぞれ、そういう施業をしてくださいというようなことを、進めていきたいというふうに思っております。

2番（新田俊一君） はい、よろしく申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） 21ページに、花と緑のまちづくりの推進ということで、町民やボランティアによる緑化活動体制を構築するとともに、その支援に努め、花と緑いっぱい個性と魅力あふれる美しいまちづくりを推進しますと。まあ、こう言って、オブラートに包んだいい文句が出ております。まあ、町内において、江川の菜の花まつりとか、また、笹ヶ丘でも、桜まつり。西新宿の菖蒲園とか、南光のひまわり、三日月のルピナス、あじさいとか、努力して、各地区で花を植えられてですね、多くの人に来ていただいております。

皆さんもご存知のように、室津の梅林にしても、和気の藤公園にしても、たくさんの方がお見えになったり、また、バスが来たり、そして、地元の特産物など売られておるわけでございますけれど、やはり私は、こういうふうに町が力を入れていくというのであれば、農林振興課に、例え、一人の職員を配置してでも、こういうことを、佐用を花の咲く町として、年がら年中、どっかの花が終わったら次の花が咲いていくというようなことを、やはり考えてですね、そして、皆さんに、写真大会を呼びかけたり、また、俳句の会、お茶の会、そういう子ども達にも来て、町内、町外問わずですね、多くの方が花を見て、花を見て怒る人はいないと思います。ですから、そういうことに力を入れていただくためにね、例えば、場所さえ、その植える所を作っておけば、孫が生まれた記念に、1つのプラスチックで何年何月、誰が植えたということだけしておれば、1,000円の苗代ぐらいは、皆さんに呼びかければ出てくるんじゃないかと思えます。ですから、農林振興課の方、一人でもこういうふうなことを配置して、町を花の町にさせていただけるような、そういうようなお考えは持っておられるかどうか。このことについて、オブラートで包んだような言い方ですんで、そこらへんは、どんなもんなんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今、農林振興課の方には、職員が、花と緑の協会という、担当としては、持つておる職員がおるんですけども、今、おっしゃるように専任ではございません。兼務をしております。ほかの仕事と一緒に。

今のやり方というのは、フラワーセンターであるとか、そういった所からお花を貰ってくるとか、各小学校とか保育園を、花を育てる環境に慣れていただくような、そういった環境づくり、それから、まあまあ、子ども達の、花に親しむという教育のような形ですね。こういったものを取り組んでおりまして、その、今おっしゃるような、観光客が来て、年がら年中花が咲いているというような、花の里づくりのようなことまでは、なかなか、今の状況では手が回らないというのが実態でございます。

後は、花と緑の協会のようなところがですね、自主的に取り組んでいただくことについての支援をするということにつきましては、これは可能な範囲内では、予算をつけていくとかいうことは、これはまあ、協議いただく中で可能ではないかと思っておりますけども、専任職員を置くということにつきましては、ちょっと難しいのではないかなと思っております。そういう意味ではですよ。

議長（矢内作夫君） 1つはね、そういった方法論なんかについては、また、一般質問等ね、やっていただいたらいいんじゃないかなと思う。これは、基本計画なんでね、よろしくをお願いします。

3番（岡本義次君） まあ、そういう基本計画の中でですね、そういうことも含めて考慮していただいてね、例えば、前、井戸県知事と懇談会した時にも、大撫山の10ヘクタールの土地でも、佐用が公園として使うのであれば、どうぞというようなことも言われておりますんで、できたら、そういう、花の、四季折々ね、秋のもみじ、そういう、こぶし、桜、そういうような、ずっと切れ目なく咲くような格好の中で、町がせいというんじゃないかって、町が1つの仕掛け人として、シルバー等使ったり、各地区でやられておる方の支援をしていくということでの、一人ぐらい専任で、そういうことを応援するという事で、ひとつまた、考えていただいたらと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7番、井上君。

7番（井上洋文君） 2ページの、地域まちづくり計画の策定・実践支援ということなんですけれども、その中で、上から2行目の後の方で、集落を横断するコミュニティの強化策などを盛り込んだ地域まちづくり計画を策定中であり、その作成支援を行います。また、策定済の地域づくり協議会へは計画の実践に向けた支援を行いますというように、こういうように文言載っておるんですけれども、これは石井のですね、地域まちづくり計画を、ちょっと見させていただいておるんですけれども、その中に、これは去年の3月ぐらいに策定されておるんで、その中に学童保育の実施ということで、石井地域での学童保育を実施に向けて検討しますとかですね、それから、また、町営住宅の誘致ということで、過疎化対策の一環として、町営住宅等の誘致を推進しますというようなことが、この協議会の中で、まちづくり計画の中に書かれておるんですけれども、これは、その支援をして、こういうまちづくり計画というのが作られたと思うんですけれども、そこへ職員が参加してやられておる。支援してやられておると思うんですけれども、こんな現実的にできるはずない。できるはずない言うたら叱られますけど、できるべきことじゃないと思うんですけれども、そういう、その計画をですね、一緒になってされるということは、どんなんなかな、この基本計画自体が、財政計画や実施計画というのは、これは、作られるわけなんですか。これは、何もなしに、ただ基本計画だけをされておるわけか。

それとも、今言ったような財政計画とか実施計画というのを、きちっと作られての、こういう基本計画ということになっているのか。そこらをちょっとお聞きしたいんですけども。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 地域まちづくり計画につきましては、それぞれ地域で、特色を生かした内容で地域の方が中心になって考えられております。

その中で、何ができて何ができないかとか、財政はどうになっておるんだとか、そこまで詳しくは、突き詰めては計画はされておりません。

ですから、それに対して、こちらから、行政側から精査をしていくわけでもございませんし、地域が自分達の課題に向けて、自分達を取り組める範囲で取り組んでいただく。

当然、今、石井の中にありました町営住宅を設置したいんやとか、そういう希望はあるので、それを削除はしてないんだらうと思います。ですから、それぞれの地域に合った、合ったと言うんですか、地域の特色のある計画になっておりますので、それぞれの地域で今後、必要なことを、それぞれの中で検討を加えて、できるものから実施していただければと、そういうふうを考えております。

それに対して、行政もできる範囲で支援をしていくというような形になります。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） そういうことに基づいて、財政計画とか実施計画というのは立てるんじゃないんですか。町としては。

ですから、もっと、きちっとしたものが出てくるべきではないかと思うんですけれども、こんなぼわっとした理想を各地域で、地域づくりで決めさせてええんですかね。落胆しますよ。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 財政計画までは、町としてはお示しをしておりませんので、当然、町から、どれだけの支援をすとか、自分達の地域にどれだけの自主財源があるかとか、そういうことまでは、お調べしたり、付けあわせをして計画を作っておるわけではございませんので、少しこう、現実とかけ離れたような部分も多少はあるかとは思いますが、それは、あくまで地域の中で、必要なことを文書化されて、地域まちづくり計画として作成されておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番(井上洋文君) いや、各地域のね、財政状況をお知らせするということじゃなしに、町としての財政計画や実施計画は、きちっとした物はあるんですかということ聞きよるわけです。

〔総務課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、総務課長。

総務課長(坪内頼男君) これは基本計画ですので、それに基づき、これは町が、1つのいろんな産業、商工、それから、地域づくり、それから、民生関係も福祉関係もそうですけども、いろんな、その基本的な物の考え方を、これで表させていただいております。それを今度、具体的に実施するのは、いろんな、ほかの計画もあります。それぞれの分野で、それぞれの事業化に向けた計画を持っています。そういうものと、きちり整合性を持って、事業化に向けては、それぞれが、また、その個別の起業計画に基づいて事業計画を作ったりします。

で、実際に、その財政計画、財政を伴って、財政の裏付けも含めて計画を立てるのは、具体的な、その実施計画に至った時には、町の財政の、その財源的なものも謳って計画は挙げますけれども、それにつきましては、この基本計画に基づいて、即、実施計画ができるんじゃないしに、もうあらゆる、これは一応、町のバイブルみたいなものですから、これに基づいた趣旨を生かして、それぞれの実施計画を作って、その実施計画については、財源も含めて計画を立てるということです。

〔石堂君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、1番、石堂君。

1番(石堂 基君) ちょっと、井上議員の関連質問なんですけどね、ちょっと先ほどの答弁では、うまいこと、これ、総合計画というのは出来上がってないのと違うかなと不安に思うんですが、今、13の各地域づくり協議会で作られている地域づくり計画ですよ。これ、19年、20年で作られていると思うんですけどね、それは、各地域が独自に作られていますから、それは、できるも、できないも町の総合計画は関係ありませんみたいな言い方だったんですけど、それ何か、大きな勘違いです。皆さん方。

総合計画の一番底辺支えるんは、各地域の地域づくり計画です。皆さん、手元に総合計画の、何言うのかな、作り方持っとってでしょ。それ見てくださいよ。

確かに、総合計画というのは、新町のまちづくり計画から、ほとんどコンサルが丸ごと移行した形になっとうけども、その中には審議会とか、いろんなパブリックコメント貰ったりとか、そういう協議を重ねた上で、総合計画ができます。しかし、それを実施する、あるいは重点化していくんは、町長の判断やけども、その一番下を支えるんは、各地域づくりが作った地域づくり計画です。それとこれとは関係ありませんと、それは大きな勘違いだと思っやけども、そこを無視して、この後期の計画作っておるということは、結局これ、前期の計画のほとんど踏襲で、僕、最初に言いましたけども、教育委員会のけて大半の課というのは、今回のこの後期計画というのは、これ、前期計画の、ほぼ丸写しですよ。1、2点削除されて、1、2点新しいのが追加されたぐらいで、真面目に、今の現行進んで行きよう形なり、今の計画をほかの計画なんかと整合しておるんは、教育委員会

だけですやん。

で、更に言えば、さっき言いよったように、その、この計画自身を遂行していく担当課長が、各地域づくり計画は独自でやられてますみたいな発言は、それは駄目ですよ。もう一度これ、これちょっと、コピーというか、プリント薄いですけど、こういうの皆さん、出されているんですよ。ここが一番下にあるの、これ、各地域づくり計画ですよ。これを実施する。重点化していくという町長の判断の時に、一番参考になる住民の声とか、地域の声とか、地域の実態というのは、この計画を基にして、この後期計画というのの具体的なことを決めていかなあかんのですよ。そのあたりは、ちょっと錯覚があるんじゃないですか。誤解が。

〔企画防災課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 私がお答えしましたのは、まちづくり計画の財源等について、どう思われとるかということについてお答えしたわけであって、町の総合計画についてお答えしたわけではございません。

当然、町の総合計画ありきの中に、まちづくり計画はあるわけなんで、その支える土台になっておることは十分理解しております。

ですから、今、申しあげましたように、井上議員のお答えの、地域まちづくり計画の中の事業計画に対して、財源を、どう考えられておるんなど、そう言われたから、私は、それぞれの地域で、それぞれがお考えになっていることであって、町が考えることではございませんというようなお話をしたわけでございます。

ですから、そのところを、十分、ご理解賜りたいと思います。以上です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。はい、町長。

1番（石堂 基君） いや、それは詭弁や。

井上議員がね、例えば、各地域づくり、まあ実態から言いますわ。

各地域づくり計画というのは、協議会頑張って作っておるんですよ。でも、この後期計画が出て来るのに、各地域づくり計画を参考にしたいで見せてくれとか、地元の話聞かせてくれとかという話がないわけ。

で、実態として、さっき、議員言われたけども、例えば、石井なんかだったら、学童保育というようなことも、石井の方の地域づくり計画には入っていると。にも係わらず、そういうことと、これは関係ないんやな。まあ、財源も含めてですわ。それは、各地域が作られておるものですから、そこまでは知りませんみたいな言い方される。

いや、そうじゃないやると。考え方としたら、底辺にあるのは、今現在、各地域づくり協議会が作っている、その計画。これ2年間苦労して、住民アンケートなんかもやっている計画、これらを参考に、実は、総合計画をもう1回見直して、今後の5年間のやつを、どういうふうに変えていくかという姿勢が必要じゃないですかというふうに、僕が言いたいんですわ。

町長、いかがですか。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 確かに、当然、総合計画というのはですね、各地域から、いろんな皆さんの考えを集約をしていって、1つの町のいろんな施策を行っていく上での、一番基本的な考え方というものをまとめていく。ですから、そうなってくると、全て、やっぱり総合計画というのは、全ての、いわゆる住民生活に係わるもの、行政が取り組んでいかなきゃいけないことが網羅されるということで、その方針とか考え方というのは、基本的には、こういう、ある意味では具体的なものじゃなくてですね、その方向が出た、方針、方向なんで、ある程度、全てのものが、そこに入ってくるという形になりますから、実際に具体的な計画というのは、その中から、今度は実施計画として作っていかなくちゃいけないということだと思います。

そういう中で、今、各地域づくり協議会で、計画も作っていただいています。当然、これもですね、皆さん方が、理想も含めて、こういうことやりたいという思いも込めてですね、考えていただく。これまで、そういう地域づくり計画というものを、各地域で作ったことなかたわけですね。

ですが、今回の地域づくり協議会の、こういう活動の中で、地域のことを、皆さんと一緒に考えていただくという1つの大きな進め方の、考える場としてね、この地域づくり計画というものを策定いただくと。

ですから、そこにはですね、実際に、なかなか、現実的には、これができない。実施計画としては、難しい問題もたくさん含まれていると思います。

ですからまあ、それは、町としてはですね、今後、こういう基本計画に基づいて、今度、今後、実施、その財政も含めた、また、現地の、地域の、今の社会状況、地域の状況も含めた中で、実施計画なりを進めて行く上では、その中で、1つ、そういう各地域の考え、地域づくり計画というものもね、しっかりと、やっぱりそれを踏まえて、できるものは、その中から、また、地域とも協議しながら進めて行くという考え方ですね。

だから、その位置付けというのは、全て、1回、各地域のまちづくり計画、そして、町の総合計画、そして、実施計画が、今の段階でですね、全て、矛盾なしにですね、きちっとまとめた物に出来上がるということは、なかなか、これは難しいと思います。

ですから、一番、それぞれの計画の位置付けというのは、石堂議員が言われたとおりだと、私も思っておりますし、そういう中で、今後できることというのは、やっぱり、その中から選択をしていかなくちゃいけないというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） 41ページの播磨科学公園都市の整備推進、これ、前期から引き続いてあるんですけども、こういうふうな基本計画ですから、こういうふうに挙げられているんだと思うんですけども、前期のことはどうだったか。その施策の方針の中で、産業を導入し雇用の拡大につなげていくと。その現状については、構造改革特区である。こんなん利用してということですけども、構造改革特区いうても、外国人を雇いやすくするとか、企業向けの特区であるということですから、町にとって、政策の方針の中にある産業導入とか、雇用の拡大、こういうふうな基本的な姿勢等は示されているんでしょうけれども、実際に、前期がどうだったのかということ。実際には、平福電機なり上月電装なりは、町外に行きましたから、むしろ全体、播磨科学公園都市全体としてはね、そういうふうな雇用

は、ある程度増えてきておるかも分かりませんが、町としては、これ、町の計画の中に挙げて行く、産業の導入や雇用の拡大、この播磨科学公園都市との関係、まあ、具体的な基本計画ですから、先ほども答弁ありましたように、具体的な、その施策については、どうだか、具体的に、それがなるかなど、後期計画ではね。前期を踏まえて、これ、どうなんでしょうか。産業導入、雇用の拡大に、具体的な、これが事業化ができるんでしょうか。

議長（矢内作夫君） 企画防災。答えますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 播磨科学公園都市の整備推進項目のことにしてお答えをしますけれども、当然こう、その工業誘致とか、そういうことはございますので、当然こう、事業のやりやすい所から、テクノの方に上がってやられる企業が、佐用町からも出ました。平福電機とか、上月電装とか、そういう所があったわけなんですけれども、当然、まだ、用地等もございますので、当然、周りからも、当然、企業誘致が成り立って行くように、考えられます。当然、それに対しての新たな雇用とか、そういう面で、佐用町内からも、そこに働きに行けるような、お話とか、そういうことも行政として、力を、企業とお話ししながら進めていけるような対策ができればという意味合いで、ここに挙げております。ですから、ここ書いてあることが、1から10まで全てできるわけじゃないんで、当然、ある程度の所で止まってしまうかも分かりませんが、こういう項目も前期と同様、掲載をさせていただいております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 町の計画ですから、その播磨科学公園都市全体の、その計画ではないんですね。その全体の1市2町、上郡と佐用、たつの含めた公園都市の振興ではなくて町の計画ですから、産業用地として、佐用町の用地は1つもないんですね。スプリング8だけですから、の3分の1、約3分の1ぐらいがかかっているぐらいのことで、佐用町はそうですから、産業用地がない中で、産業を導入し、雇用の拡大と。テクノに、その工場ができたとしても佐用町の雇用の拡大にはならないと思うんですけれども。

計画をね、全体としてなるんかと。佐用町のいうことでしたら、具体的な、それ、一応挙げてありますけれども、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） やはり佐用町域、同じね、土地が佐用町にあるかないかだけではなくてですね、やはり町というのは、やっぱり、この経済的には、いろんな意味で周辺と一体的な中で、経済活動をしております。特に、科学公園都市というのは、テクノ圏とし

てですね、従来から、その地域のやはり、雇用であり経済の活性化に向けて、これは一緒に取り組んできたし、長年取り組んで来た、このテクノ、科学公園都市の開発であります。

ですから、これが、例えば姫路の方であり、もっと遠くの方でね、全く雇用とも関係のない。また、地域経済とも関係のない開発であればね、当然、こんな所に掲載する必要はないかと思えますけども、やはり佐用町としての、そういうまちづくりの中で、テクノ、科学公園都市というのは、スプリング8も佐用町の中にありますし、それから、それに付随した産業用地、住宅用地、これにおいても、まず、佐用町と隣接し、言うたら、佐用町の経済圏、まちづくり圏の中に存在する、その地域だということで、先ほどお話のあった上月電装とか、町内にあった企業においてもね、あそこに持って行って、大きくまた、規模も拡大され、平福電機さんなんかでも、大きな工場として建設されてですね、町内からも、皆、そこに、同じように通えるという所にあります。

そういう意味で、科学公園都市というのは、まだまだ、企業誘致も行う用地も確保してありますし、その努力も一緒になって、これは県と一緒に佐用町も行うということで、同じテクノ圏のまちづくりというのは、佐用町も当然、大きな影響を持って、プラスになるということで、取り組んでおりますし、今後とも取り組んでいきたいということだと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、10番、山本君。

10番（山本幹雄君） ちょっと全体的な感じで、聞きたいんですけども、僕ちょっと、こっちで内職しながら聞いておったんで、聞きそびれてまうかも分かんないんですけども、まず、これは基本的に町が、できるかできないかも分からないけども、基本的には、やろうとして、基本的にはできるんだと。ただ、結果においては、できないこともあるかも分からない。

が、基本的には、町がこういう方向でやるんですよということで、作ったものだと、僕は理解しておったんですけども、ところが、井上さんらに対する答弁見よったら、そうではないような答弁と感じたんですわ。まあ、こう、前のやつをそのまま流して、そのまま云々みたいな感じの答弁にこう、聞かれたりしておるんで、これは、基本的には、できるかできんかは別ですけども、町としてはやろうという腹づもりはあるんかないんか。それを、ちょっとお伺いしたい。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 基本計画というのは、先ほど言いましたように、この施策の、あらゆる施策、網羅しておりますけども、その方針であります。

実施計画じゃない。具体的に、こういうことまでは行ってません。ですから、その方針がですね、どのレベルまでできるかというのは、それは、いろいろとその差は出て来ると思います。

しかし、町としては、こういう方針に基づいて、できる限り努力をしていこうと。また、

財政が許す限り取り組んでいこうという、その姿勢は、しっかりと持っていかなきゃいけないと。そのための方針だということです。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） ということは、井上さんが、まあ、ちょっと質問した。これ、できるんか。できんのん違うんかというような質問だったと思うんですよ。

で、できんのんじゃないかというようなことを、ここへ挙げておるんは、どうなんかという感じの質問だったように感じたんで、じゃあ、ほんまにできんようなことを、最初から挙げとんかいと。

いや、そうじゃなくして、やろうとはしておるんだけど、さっき言うたように実施計画ではないんで、それは、分からんけども、ただ、方向性としては、井上さん、やるんですよ。結果は分からんけどと言われたら、ああ僕が聞いたら、そう、やっぱり町がやる意志持っておるんやなどは感じるんだけど、何か、そこらへんの答弁が、はあ、それでは、ちょっと何ちゅう答弁なんだろうとふうに感じたんで、ちょっとそこらへん。

議長（矢内作夫君） あれは地域づくり協議会の。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ちょっとそれは、井上さんが質問された内容のね、計画そのものが、地域づくり協議会で作った、地域づくり計画の中の話と、この基本計画と、ちょっと混同されていると思うんです。

井上議員が言われたのは、石井地域の石井地域づくり協議会で、その、そこに学童保育をすとか、町営住宅を建設するとかというようなね、計画が作られていると。それは、やはり、町の職員も、一応、一緒になって、支援しながら、ここに、地域づくり協議会で、地域計画を町が支援しますということが書いてあると。だから、それは、町の職員も入った中で、そういう計画を作ること自体ね、できないものまで、言わば、計画を作っているのはおかしいじゃないかということをお話しになったというふうに思っています。

ですから、ここの基本、今日の、今、話になってます、この計画に基づいての話ではなかったと。そうですね。

〔山本君「いやまあ、それはそうなん。これは、その。ちょっと待って。それは、ごめんな」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） ということは、これは地域づくり協議会の話であって、この話ではないということなんですか。

いやいや、当然、ここでしたから、ここの話かなと思ったら、地域づくり協議会の話なら、地域づくり協議会ですべきかなと思ったら。

町長（庵逄典章君） いやいや。

10 番（山本幹雄君） ああそうなん。それなら、それでええんやけど、まあ、当然、ということとは、先ほど言うたように、もういっぺん確認しますが、一応、できるか、できんかは別にしても、やろうという方向で、ここに網羅されておる部分は、そういう気持ちはあるというふうにとったらいいいということですね。

町長（庵逄典章君） 気持ちというよりか、それは、この方針に基づいて、いろんな施策を、これから具体的に、できる限り取り組んでいこうということでございます。

10 番（山本幹雄君） 分かりました。はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 笹田です。

私は、議案第 11 号、佐用町総合計画後期基本計画について、反対の討論をいたします。

佐用町総合計画は、10 年間のものですが、2007 年 3 月定例議会に提案され、今回は、後期基本計画ですが、策定にあたって次の問題点を指摘いたします。

まず 1 点ですが、平成 17 年にコンサルに委託し策定されたもので、策定にあたりアンケート調査はされました。が、住民説明会などもなく計画されたものであります。広く住民の声を聞くとしながら生かされておられません。そして、今回ですが、今回は、後期基本計画は職員でプロジェクトを組んで策定されたということです。そして、町民の意見としては、求められております。インターネットとか、また、支所にも置いて、そういうことを実施されておりますが、しかし、1 件の意見もなかったということで、今回も住民の声が生かされておられません。審議会や、また、地域づくりなど各種団体などから多くの意見を聞くべきではなかったでしょうか。

そして、次に、合併時の新町まちづくりの、まちづくり計画の精神を生かすという点では、支所機能の充実がされておられません。

そして、次に、保育所、小・中学校の規模適正化推進についても問題があると思います。今、住民説明会をして検討をしている時に、本計画では推進をするというふうになっていきます。

このように、この計画案は、問題があり、この問題点を指摘をしまして反対討論とします。

議長（矢内作夫君） はい、賛成討論ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、12番、岡本君。

12番（岡本安夫君） 12番、岡本です。

いやちょっと、ここで反対討論が出ると、ちょっと信じられないんですけども、先ほどの質疑なんかでありましたけども、町の基本的な大きな方針を出すということで、全てを網羅していると。その中で、何点か指摘されました。アンケート実施してないとか、町の職員だけでやったとか、新町、最初の合併時のまちづくり計画が生かされてないとかというのが、それはやっぱり時代は変わってきます。だから、支所機能との連携というのは、十分していくということで、本町の、より充実的にして、効率的にしていくというようなこと、あるいは、適正化について、教育委員会がやっているように計画に入っているのはおかしいと。むしろ逆ですね、教育委員会がやっているんだから、やっぱり町が、当然こう、総合計画の中で入れてあるのが当然でありまして、実施計画につきましては、当然、住民の意見を聞いたり、あるいはできることをやっていく。あるいは、議会に諮ったりされるんですから、ここで反対される理由は、全く理解できません。よって賛成します。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに討論ありますか。

はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第11号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数。よって議案第11号、佐用町総合計画後期基本計画の策定については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいというふうに思います。

それでは、再開を2時55分とします。

〔山本君「3時にしないな」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） それでは、3時にしましょか。

それでは、3時ということで。

---

午後02時39分 休憩

午後03時00分 再開

---

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き、会議を続けます。

---

#### 日程第45．議案第70号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第45に入ります。

日程第45と第46は、本日追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しております。ご熟読のこととしますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。  
まず議案第 70 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 70 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について提案理由をご説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、辺地における公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために、辺地総合整備計画を定めるものでございます。

さて、本町には 23 の辺地がございます。これは、役場までの距離、あるいは学校までの距離、また、公共交通機関、水道等、いろいろな点数がございますが、その点数が 100 点より高い地域のところを辺地と指すものでございます。

これらの地域の整備を図るために本計画を策定するものでありますが、辺地債を借りるという場合について、この計画を策定することが必要条件となっております。

本町の防災力を強化することを目的に、平成 24 年度から実施する防災行政無線デジタル整備事業にあたり、辺地における施設整備について、辺地債を有効活用することで、円滑かつ安定的な行財政運営を図るための計画でございます。

なお、辺地における無線整備の内容につきましては、簡易中継局 3 局、屋外拡声子局 9 局、移動系無線装置 16 機、集落放送システムとして戸別受信機 1,338 台及び放送卓 42 機の整備でございます。事業費は 2 億 1,400 万円で、全額辺地債を充当する予定でございます。当計画につきましては、平成 24 年 3 月 7 日付け地再第 1309 号をもって、兵庫県知事との協議も整っておりますので、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。  
議案第 70 号につきましては、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17 番、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 辺地は、23 地が辺地だということなんですけど、それぞれの、その点数によってということの説明だったんですけど、旧南光地域は、一切出てきてないんですけども、辺地に 100 点ギリギリの所とか、100 点を越えている所については、具体的に、このように計画が出されているんですけども、そのへんは、微妙な所言うたらあれですけど、数字的にまあ、線を引くわけですから、100 以下でも、かなり低い点数と、その 100 に近い点数とあるうかと思うんです。そこらへんの実態はどうなのかというのが 1 つと。

それから、整備計画を 25 年度の 1 年間、それから 24 年度も含めた 2 年間というふうに

計画がなっているんですが、そこらへんの実情というか、その2点、お願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 辺地でない所の、ギリギリの集落いうんですか、それについては、手元にちょっと資料持っておりませんのでお答えできませんけども、辺地というのは、地域の中心から、5キロ平方メートル、その面積の中に50人以上の人口が、まずあるということ。それと、さっき言われましたように、辺地点数が100点以上ということで、それは、辺地数を示す点数というのは、公共機関、役場とか、医療機関とか、郵便局とか、小中学校とか、そういった距離が遠隔であるということで算出されています。

で、今日、辺地の計画を挙げさせていただいているのも、集落単位ではなしに、今言った基準で、だから、2集落が辺地地域という場合もあります。

そういうことで、どの集落が何点だったかというよりも、今の基準で、点数を出しておりますので、まあ、手元の方に、そういう資料がありませんので、そのきわどい点数については、ちょっと、ここでは説明しかねます。

それから、2点目の、24と25の違いですけども、このデジタル化の計画につきましては、24、25の2カ年で計画をしております。

で、主に24年度につきましては、基本的なシステム、基地局とか中継局とか、屋外拡声子局、そういった設備を24年度に実施します。

そういう基本的なシステムができると、25年度につきましては、集落の放送のシステムとか、無線装置、各戸の設置する無線装置、そういう、各集落の無線関係の装置を配置するという事業区分でしております。

で、そういう関係で、この、それぞれ辺地で、25年度1カ年とか、24、25に、2年間とかいう表現ありますけども、25、1年間というのは、基本的に集落内の放送のシステムと、それから、携帯型無線の装置、そういう物をつける所。で、2カ年にわたっている所は、中継局とか屋外拡声子局。主に屋外拡声子局が中心ですけども、そういう所に設置する辺地の地域については、2カ年の表記をさせていただいております。以上です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） まあ、その100点に微妙に近いとか、辺地でない。あるという点などは、資料がないので、今のところ説明ができないことなので、後ほどでいいので、また、状況が、教えていただけませんか。できますか。

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） これは、常に、そういった辺地に該当する調査はしておりますので、そういった資料は提出できます。

議長（矢内作夫君） ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。16番。

16番（鍋島裕文君） まあ、これ、辺地債の関係は、非常にね、有利な起債ということで、100パーセント充当の8割交付税措置ということで、過疎債よりもはるかにいいわけですね。で、ちょっと私の記憶では、この辺地総合整備計画で、辺地債というのは、初めて見たような感じがするんですね。で、これ何で、こんないい、有利な起債が、今まで、この辺地の事業についてできなくて、今回、整備計画で適用されるようになったのかということ。今後、この辺地においては、当然、過疎債どころじゃない、辺地債が大いに組んで行く計画を立てるべきじゃないかというふうなふうに思うんですけども、このあたりいかがでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 議員ご指摘のように、辺地債というのは、まあ8割の交付税ということで、これは、非常に県にしても、その取り扱いについては、非常に厳しい面があります。で、厳しい中で、まあ、言葉で言えば、特例ということで、佐用町、認めていただいたというように思っています。

特に、この災害、東北の関係の災害の中で、予算の時に、ちょっと、そういう財源の変更をご説明させていただいた時に、緊急防災・減災事業債というものを国が発行すると。それと併せて、県の方に、当初は過疎債でということをお願いしておりました。で、辺地債も考えてもらえないだろうかということで、ご相談した時に、過疎債と辺地債というのは、省庁が同じです。だから、そういう有利な起債を同時に発行するというのは、通常はもう、あり得ない話なんですけども、県の方も、そういう、国が、防災・減災事業債、それを発行するいう中で、それは省庁が違いますので、その中で、県が特例として、佐用町を、この辺地債を、この部分に認めていこうという、まあ、配慮をいただいたということで、そういう話が整いましたので、今回挙げさせていただいています。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより議案第70号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第70号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 70 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 46．議案第 71 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 46、議案第 71 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 71 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、国家公務員の給与におきまして、昨年 9 月 30 日に出された人事院勧告に準拠した給与改定のうち、4 月 1 日に施行される事項を実施するため、関係条例の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、平成 18 年 4 月 1 日の給与改定に伴う経過措置額について、平成 24 年 4 月 1 日から 2 分の 1 へ減額し、さらに平成 25 年 4 月 1 日からは廃止するというものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 71 号につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、平成 18 年 4 月 1 日からの現給保障ですね。現給保障の経過措置ということでもありますけれども、24 年度、2 分の 1 ということですけど、ちなみに、23 年度の年間、経過措置総額、どのくらいになっておるのか。当然のことながら、24 年度は、その 2 分の 1 ですけども、そのあたりを教えてください。

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 今回の、その経過措置額につきましても、給与が上がることと、役職いうんですかね、それによって変わります。

で、今回、4 月 1 日付で、人事異動ということで発令しています。そこらも、反映させ

た中での給与の影響額ということで、まあ2年間で減額いたしますので、この4月から来年の、25年度ですか、は、ゼロになるということで、この2カ年の影響額ということで、2カ年で約880万です。

これを職員の対象人数、そういうもので割ると、1人平均5,000円近くという形になります。はい。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

16番（鍋島裕文君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。次に、賛成討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第71号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第71号を原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第71号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

12番（岡本安夫君） 動議の提出をします。

がれきの受け入れに関する決議(案)を、本日の日程に追加されることをお願いします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ただ今、岡本安夫君から、決議案を、日程に追加して議題とすることの動議が提出をされました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立をいたしました。ここで、暫時、休憩をいたします。

午後03時14分 休憩

午後03時15分 再開

議長（矢内作夫君） それでは休憩を解き、会議を再開をいたします。  
岡本安夫君から、お手元に配布いたしましたとおり、決議案が、文書で提出をされました。  
お諮りいたします。決議案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

---

#### 追加日程第1．発議第2号 がれきの受け入れに関する決議（案）

議長（矢内作夫君） それでは追加日程第1、発議第2号、がれきの受け入れに関する決議（案）を議題といたします。  
提案に対する提出者の説明を求めます。12番、岡本安夫君。

〔12番 岡本安夫君 登壇〕

12番（岡本安夫君） それでは、提案理由の説明を、案文を朗読して代えさせていただきます。

がれきの受け入れに関する決議（案）。

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方をはじめとした東日本の広範囲にわたる地域が想像を上回る被害を受けた。

本町は、2年前に大水害に見舞われ、全国各地の皆様より真心の救援をいただき、今日、復旧、復興に向け頑張っており、この度の東日本大震災においても、石巻市、仙台市、女川町にと町職員をはじめ、社協職員、商工会、町内の多くの方々総力を挙げて避難所運営、炊き出し、泥出しやがれきの撤去にできる限りの支援を行ってきた。

しかし、いまだに膨大な量のがれきが積み上げられており、復旧、復興の妨げになっている。がれきの仮置き場近くの仮設住宅に住む女性が、がれきを見ると涙が止まらない。心の傷がずっと続いていると訴えている。

岩手県、宮城県、福島県、3県のがれきの総推計量は約2,253万トンで、未だ9割以上が処理できずに残っている。

がれきの処理は、本来、市町固有の行政事務であるが、本町においては大水害時、がれきの処理に近隣自治体にお世話になった。

日本中が共に痛みを分かち合い、がれきの処理をなんとかしなければ、被災地の真の復興は進まない。したがって、本町議会は、国県からの要請を受けた場合、本町に対し、国が定める安全基準を明確にするとともに、町民の安全の確保を図る十分な体制を整えることを条件に、通常の廃棄物と判断される物については、受け入れる事を表明することを要請する。

以上、決議する。

以上です。

議長（矢内作夫君） 提案に対する提出者の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） ちょっとね、やっぱり質疑をやって、中身をね、町民に分かるように確認しておった方がいいというように思いますので、少し質問させてもらいます。

まあ、震災がれきをね、広域処理で受け入れる。処理すること自体はね、それは、誰もが賛成できることで必要だというふうに思っている。

しかし、今、その広域処理が進まないというのは、この放射能汚染の安全基準がね、国が明確にしていないと。

例えばその、8,000ベクレル、放射能が8,000ベクレル以下であれば、埋立てても構わないという一方で、原発廃棄物は100ベクレルを超えればね、低レベルの放射性廃棄物として、厳格な処理をしなければいけないというような、こういう二重基準を持っているというようなことで、各地方自治体がね、この国の態度を、政府の基準に対して厳しい批判を上げているんですね。もっと明確にすべきだと。

ここが明確にならないから、全国的に、全体としてね、広域処理が円滑に進まないという事態があります。

当然、本町もね、この点は、そのあたりを明確にさせてしないと、受け入れたけども、町民を放射能汚染の危険にさらしていいというようなことは、誰も考えてないわけで、当然、これは、絶対あってはならないということが、この決議の趣旨だというふうに思うんですね。

それで、これ、そういった内容だというふうに思うんですけども、やはり、国に、きちんと基準を明確にさせる。これを、町に明確にせよって言うたって、町はこれ、できるはずないことであってね、明確にさせて、そして、町として管理できる内容についてね、きちっと管理をして、町民の、そういった放射能汚染から守るという点を、第一に考えた決議だと、その点ではね、いうふうに確認してよろしいですか。

議長（矢内作夫君） はい、提出者、岡本君。答弁。

12番（岡本安夫君） はい、おっしゃるとおりです。

まあ、国の基準が明確でないから、逆に、いろんな風評被害というのか、そういう実態があって、逆に、当然、現地の人は苦しんでおられ、また、受け入れたい方も、受け入れてもいいんだけどいう、何か、ジレンマに陥っているというのが、今の状況だろうと思います。

兵庫県議会は、国に対して、早く、その基準を作るよってということの意見書も出しておるやに聞きます。

当然、広域連合の方からも、そういう動きがあると思いますので、本町が受け入れる場合においては、そういう基準が明確にされた時点で、おっしゃるように、町民の安全第一、十分な体制を整えて入れるということで、そういう趣旨のことは、当然含んでおります。

以上です。

議長（矢内作夫君） ほかにありますか。

〔町長「これは私なんか、質問できんのやね」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君）　　まずね。

ほかにないですね。

それでは、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。次に、賛成討論。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君）　　ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、発議第2号について採決をします。この採決は、挙手によって行います。

発議第2号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、挙手、全員です。よって発議第2号、がれきの受け入れに関する決議（案）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第47．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（矢内作夫君）　　続いて日程第47、閉会中の所管事務調査についてであります。

お諮りをいたします。

閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君）　　はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（矢内作夫君）　　以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君）　　はい、ご異議なしと認めます。よって、第49回佐用町議会定例会はこれをもって閉会をいたします。

それでは、閉会にあたりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る3月2日、開会以来、本日で25日間にわたり、町総合計画後期基本計画の策定等、町政当局の諸事案を審議をいただきました。議員各位のご精励により、ただ今、閉会を宣告できましたことを議長として、誠に慶びにたえません。

今回、提出されました案件は、一般、特別、企業会計を合わせ約213億円に上る平成24

年度予算案をはじめ、各会計補正予算、各種条例の制定、改正、工事請負契約の変更、町道路線の変更、認定等、多数に上りました。

このほか、発議、請願、人事同意等、いずれも重要な案件でありましたが、議員各位の終始極めて熱心なご審議によりまして、それぞれ適切妥当な結論をいただきました。

ご精励に対し深く敬意を表しますとともに、心より厚くお礼を申し上げます。

また、町長をはじめ、当局各位におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に協力をいただきました。ご苦勞に対しましても深く敬意と感謝を申し上げます。

また、本会議、あるいは各委員会におきまして、議員各位より述べられました意見、要望事項等につきましても、特に考慮をいただき、今後の予算執行、行政運営に十分、反映されますよう、強く要望をしております。

また、今年度をもって退職をされます方々に一言、お礼を申し上げます。

皆様方におかれましては、本当に長きにわたり本町発展、町民の福祉向上のため、ご尽力をいただきました。

特に、平成 17 年の郡 4 町合併、そしてまた、平成 21 年の、あの未曾有の大水害、中心的な立場で本町の一本化、そして復旧、復興にと、本当に寝食を忘れ頑張ってきていただきました。本当にありがとうございました。心からの敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。ご苦勞様でした。

今後は、公僕としてではなく、一町民に帰っていただくわけですが、くれぐれもお体ご留意いただきまして、今後とも本町発展のため、ご協力いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。お礼とさせていただきます。本当に、ありがとうございました。

一言、お礼を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

それでは、町長、お願いします。

町長（庵途典章君）                      それでは、閉会にあたりまして、一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

まずは、今 3 月議会も、たくさんの議案を提案をさせていただきまして、長時間にわたりまして、議員の皆様方には、慎重な審議をいただき、また、いろいろのご意見、また問題点の指摘、賜りました。

まあ、そういう中で、全て原案どおりですね、ご承認をいただきましたことに、まずは、厚くお礼を申し上げたいと思います。

審議の中で、それぞれいただきました指摘、また、ご意見につきましては、議長も今、お話しのように、十分に今後の執行にあたりましてですね、反映をさせていただきたいというふうに思っております。

非常に厳しい社会情勢、国の状況、また、佐用町を取り巻く環境も非常に、大変厳しい状況であるということ。そして、合併後の特例期間も、既にもう、7 年を経過をして、残すところわずかになってまいりました。将来を見据えた中で、町民の皆さんが、安全、安心して、また、町民の皆さんに、喜んでいただける、そういう行政運営を行ってきたいというふうに考えております。

今、議長もお話しいただきましたように、今 3 月いっぱいをもってですね、多くの職員、課長も退職をします。既に、先般、新しい 4 月からの職員体制について、それぞれ配置異動についての内示を行って、4 月 1 日で発令を行う予定でございます。

4 月から、また新しい体制の中でですね、職員全力を挙げて、町のために、町民の皆さんのためにですね、頑張っていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましては引き続きのご支援と、また、ご活躍をいただきますように、心からお願いを申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

午後03時28分 閉会

---